

午前10時30分 開議

議長（真砂 満君） ただいまから平成16年第4回泉南市議会定例会継続会を開議いたします。

直ちに本日の会議を開きます。出席議員が法定数に達しておりますので、会議は適法に成立いたしました。

これより日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。本日の会議録署名議員は、会議規則第80条の規定により、議長において15番 角谷英男議員、16番 成田政彦議員の両議員を指名いたします。

次に、日程第2、議案第3号 泉南市市税賦課徴収条例の一部を改正する条例の制定についてから日程第9、議案第13号 平成16年度大阪府泉南市一般会計補正予算（第7号）までの以上8件を一括議題といたします。

ただいま一括上程いたしました議案8件に関し、委員長の報告を求めます。総務文教常任委員会委員長 堀口武視議員。堀口議員。

総務文教常任委員長（堀口武視君） ただいま議長より報告の旨の指名を受けましたので、これより本常任委員会に付託を受けました議案第3号 泉南市市税賦課徴収条例の一部を改正する条例の制定について、議案第6号 収入役の事務を助役に兼掌させる条例の制定について、議案第7号 泉南市特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例の制定について、議案第8号 泉南市職員旅費条例の一部を改正する条例の制定について、議案第9号 南大阪湾岸南部流域下水道組合規約の変更に係る協議について、議案第10号 泉南清掃事務組合規約の変更に係る協議について、議案第12号 民事調停の成立について、議案第13号 平成16年度大阪府泉南市一般会計補正予算（第7号）の以上8件の審査につきまして、その審査の概要並びに結果の報告を申し上げます。

なお、審査の結果につきましては、本日皆様方のお手元に御配付しております常任委員会審査結果報告書のとおりでございますので、御参照いただきたいと思います。

さて、本常任委員会に付託されました以上8件の審査につきましては、過日の12月17日、委員並びに市長以下関係理事者の出席のもと開催し、

慎重なる審査を行いました。

それでは、審査の概要を順次御報告申し上げます。

まず初めに、議案第3号 泉南市市税賦課徴収条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

今回の条例改正に伴い高齢者控除が廃止されるが、これに係る影響等を示せとの問いに、今回の改正による影響額については約3,400万円、対象者数については約1,300人であるとのことでした。

以上で質疑を終結し、続いて討論、採決に入りました。

まず、討論の中で、今回の条例改正については、高齢者に負担をもたらすものであり反対であるとの討論がありました。

かくして採決の結果、賛成多数をもって原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第6号 収入役の事務を助役に兼掌させる条例の制定についてから議案第10号 泉南清掃事務組合規約の変更に係る協議についてまでの5件については、いずれも関連がございますので、一括して御報告を申し上げます。

まず、今回の条例改正に伴い、助役が収入役の職務を兼掌することとなるが、事務を執行するに当たって問題が生じることはないのかとの問いに、今回助役と収入役の職務を兼掌させるが、助役、収入役のそれぞれの職務の執行に当たっては、それぞれの立場を明確にした上で、適正に行われるものと考えており、問題はないということでありました。

また、さきに助役を2人から1人にしたが、現在大阪府より理事として出向していることについて、今後の助役、理事のあり方について市の考えを示せとの問いに、現在大阪府より市の理事として1名出向していただいているが、理事については、助役などの特別職とは違い一般職であり、現在本市が抱える課題の解決や多課にまたがる重要事項の調整など特命事項を与えており、今後これらの調整、整理の見通しがつけば、その時点において改めて助役、理事のあり方について検討したいとのことでありました。

また、このことに関連して、管理職の女性登用について今後の考えを示せとの問いに、男女共同参画社会の中で、管理職の登用については、男性、女性関係なく広く登用していくものであり、現在女性の管理職については課長級までであるが、今後は経歴や職務の内容によっては、さらに課長級以上の職につく女性も出てくるのではないかとのことでした。

以上で質疑を終結し、かくして5件を一括して討論、採決の結果、討論はなく、いずれも全会一致でもって原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第12号 民事調停について御報告申し上げます。

まず、今回の民事調停に至るまでに、過去より市教育委員会に対し要望書が出されてきたという経過の中で、今日までの市の対応等について示せとの問いに、市教育委員会としても申し入れの件については一定の調査を行ったが、当事者より要望書が出されていたことは確認できなかったとの答弁があり、これを受けて、過去より申し出があったのであれば、その後スムーズに引き継ぎがされることなく、部内においても十分議論がなされなかったことは残念であるとの指摘がありました。

このことについて、教育委員会として引き継ぎができていなかったことについては反省をし、今後このようなことがないように努めていきたいとのことでした。

また、特定の団体が公共施設である学校に一定の費用を投じて設備を設置することについて問題があるのではないかと問いに、特定の団体が学校の敷地内に固定的にネットを設置することは好ましくないが、野球チームにおいてもゲージを使用するなどの一定の措置は講じられており、本来、市がすべき対策について、その対応のおくれから関係者に迷惑をかけたことについては、反省すべき点があるとのことでした。

また、週休5日制が進むにつれて、市民からの学校施設について開放の要望が多い中、特定の団体がグラウンド等を恒常的に使用することで、施設を利用しようとする他の利用者に支障となっているのではないかと問いに、学校施設について

は、学校行事に支障がない限り原則として公開することとしているが、一部の学校において指摘のあった事案について、特定の団体が継続して使用しているケースも確認しているので、今後は特定の団体の使用に偏ることなく、公平、公正な立場に立って、広く施設の利用、開放に努めていきたいとのことでした。

また、今回設置するフェンスの耐用年数が6年であるが、耐用年数が過ぎた後の取り扱いについてどのように考えているのかとの問いに、防護フェンスについては耐用年数は6年程度であるが、日常の管理を徹底することで多少でも耐用年数を延ばすことも可能なことから、一定の時期が到来した時点において、老朽箇所の補修や常設のフェンスの設置などを判断していきたいとのことでした。

また、今回の調停を受けて、今後他の学校施設等において同様の事案が生じた場合について、市は今後どのように対応していくのか、その考えを示せとの問いに、他の学校においては、同様の事案等は現在発生していないが、今回の調停を機会に今後各学校施設等の安全対策については調査をしていきたいとのことでした。

以上で質疑を終結し、かくして討論、採決の結果、討論はなく、全会一致で原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第13号 平成16年度大阪府泉南市一般会計補正予算(第7号)について申し上げます。

まず、歳入について、使用料800万円の減額についてその内容を示せとの問いに、減額の内容については、総合福祉センターの浴室使用料の減額であり、これは本年10月より使用料の改定に伴い、約40%程度の利用者の減少が生じることを見込んだものであるとのことでした。

次に、雑入の中の退職手当他会計負担金については、水道会計から一般会計へ繰り入れることについて、水道会計をさらに圧迫し、水道料金の値上げにつながるのではないかと問いに、今回の退職手当の水道会計からの負担金については、職員の退職手当として従来は一般会計より全額を支出していたが、公営企業法においても退職金の負

担は認められているように、職員の水道部に在籍していた年数に応じて退職手当を水道会計より支出するものであり、本年については3名分を計上しているとのことでした。

次に、府補助金の中の延長保育促進事業について、従来より多くの実施を要望する声があったが、市内において調整等に時間を要したことなど、その対応におくれが感じられたが、市の考えを示せとの問いに、延長保育の要望の声が多く、その実施について対応がおくれていたことについては、以前より指摘を受けており、市としても真摯に受けとめているが、職員の処遇に関する部分でもあり、現在その改善に努めている中で、朝の延長保育について、今後職員等の時差出勤により対応できないかなどの調整協議を行っていききたいとのことでした。

このことについて、府より補助金を受けて事業をしている中で、調整という理由の中で職員の処遇のことを一方で理由とすることについては、いささかの問題があるのではないかと、まず職員の配置、体制などみずからも協力、見直すべき点もあるのではないかと意見がありました。

次に、支出において、互助会給付金の内容と退職制度の内容を示せとの問いに、互助会の事業として、祝い金、見舞金、退会給付金、給付金、貸し付け事業等を行っており、財源については、市の持ち出す掛金と市町村の職員がそれぞれ持ち出す補給金があり、掛金については1000分の14、補給金については1000分の26であり、平成16年度はその率についてそれぞれ約3%下がっている状況であるとのことでした。

また、互助会関係の退職金制度については、職員の在会年数に応じて給付日数が定められており、従前には高い限度日数を設けていたが、現在は改正されており、最高の支給日数についても約半分程度にまで下がっているとのことでした。

次に、民生費の中の生活保護費について、今後生活保護世帯の増加により市の財政が一層厳しくなる中で、生活保護制度の適用については、公平、公正、透明化が求められるが、市の考えを示せとの問いに、現在本市の生活保護については、府下の保護率の平均を下回っているが、一方で保護費

については増加の傾向を示しており、市としては、被保護者で16歳から64歳までの稼働能力のある方については、職業あっせん等を行う中で自立支援に努めているが、生活保護の適用に当たっては、担当者1人が判断するのではなく、扶養義務調査、資産調査、保険、預貯金の調査等を福祉事務所全体で行い、公正、公平な運用に努めているとのことでした。

次に、今回乳幼児医療費の助成制度が拡充され、府の施策として歳児の引き上げが行われたが、市として今後新規の施策を行う予定はないのかとの問いに、福祉施策全体の事業が見直されている中で、新規事業として現在検討しているものとして、子育て支援施策では、ファミリーサポートセンター事業、育児訪問指導事業、母子就労支援事業、そしてコミュニティ・ソーシャルワーカーの設置などを検討しており、ソーシャルワーカーの設置については、各中学校区に1カ所ずつ設置を考慮しており、17年度は国道26号線より山手側の2カ所を、残る2カ所については、18年度にそれぞれ在宅介護支援センター等への委託も含めて検討しているとのことでした。

次に、商工費の中の補正額について、地元商工会より、大型店舗の開店に伴う商業調査実施の要望もあったと思うが、今後の市の考えを示せとの問いに、今般りんくうタウンに大型商業施設が開店したことに伴い、市としても地元商業に与える影響について商業調査の必要性は認識しているが、直ちに行うことについては、オープン時の一時的影響もあることから、調査時期や調査方法について地元商工会と協議していききたいとのことでした。

以上で質疑を終結し、続いて討論、採決に入りました。

まず、討論の中で、職員の退職手当について、一般会計の負担を減らすためだけに水道会計から繰り入れることについては、水道料金の値上げにつながるのと反対するとの討論がありました。

かくして採決の結果、賛成多数をもって原案のとおり可決することに決しました。

以上、甚だ簡単ではございますが、本委員会に付託されました議案8件の審査結果について私の報告とさせていただきます。

どうもありがとうございました。

議長（真砂 満君） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。質疑はありませんか。

小山議員。

4番（小山広明君） 委員会重視ということで、委員会での熱心な議論がされたことが報告からもうかがえるんですが、この中に付託するに際して私はほんとに質問しようと構えておったんですが、きょうも開会でもあるように放送が入って、すぐ出てきたつもりですが、もう始まってると。

議席に議員が座ってないときには呼んで座らせるぐらいのことまで書いてあるわけですから、もう少し余裕を持って、出席してる議員にはちゃんと審議に参加できるような配慮をぜひ議長にはお願いをしたいと、まず冒頭に申し上げておきたいと思います。

議長（真砂 満君） 小山議員に申し上げます。御意見はわかりましたが、今委員長報告の質疑でございますので、よろしくをお願いします。

4番（小山広明君） だから、冒頭に申し上げると言ってます。

その中で、私、質問しなかったんで大変興味があった案件が1つあって、それは審議されてないような報告ですが、要点報告ということですから、全部が報告されてないということ踏まえて御質問させていただきますが、あいぴあの補修費27万が補正予算で上がっておったんですが、これは説明の中では台風の雨によってはがれたということで、10年以上たっておるとい話があったんで、私が調べますと、7年ぐらいしかたっていないですね。

これはいろいろ大阪府とも私、協議いたしましたが、いわゆる原因が何であるのか。そういうような調査をする部門が大阪府にも専門的にはないと。建築士会の方に問い合わせをしてくださいということでいろいろ協議をしたんですが、この役所の中に工事をやって、後そういういろんな事故なり、また手直しが生じたときに、それがどういう原因でそういうように至るのかというのを調査をせずに、今回もこれ補修費で上がるとるわけなんですね。

瑕疵責任が2年であるから、やった業者には責

任ないといっても、タイルという施工した、そういうそのものの耐用年数があると思うんですね。2年で雨が降ってはがれ落ちるのであれば、タイルというものを外壁に選定したこと自身が間違いないのか、それとも瑕疵責任は2年だけでも、原因としては何らかの施工にミスがあったのかという、そういう調査をしないと、私はこれは大変無責任だと思うんですね。

これは民間ではこんなことはあり得ないですね。何ぼ瑕疵責任が過ぎとて、やった業者のミスによってそういう事故なり損傷が起きた場合には、それは社会的常識として、信用の面からも業者はやっぱり誠意を持って対応するのは当たり前のことですよ。

瑕疵責任というのは全部をばくっとやりますから、当然2年ぐらいで責任がないという形での影響が出ることもあるでしょうけども、いわゆる躯体部分について2年で雨が降って落ちたから、それでさあ、修理をして、業者は何の責任もとらないでいいというような対応を市がしとるとするのは僕は考えられないんですが、その辺の質疑は当然私はあったと思うのですが、委員長におかれては、そういう質疑があったのかどうかということをお聞きをしたいと思います。

それから、収入役の問題では、ここでも議論させていただきましたから、委員会でも同じような議論がされたのかなということはおうかがえるんですが、助役2人はいろいろ議論があって1人にしたということですが、理事であるから一般職として違いがあると。何をしとるのかという報告では、課同士、部署同士ですよ。部署同士の調整をしておる仕事と、何かを特命しとるんだと。

まさしくこれは助役が担うべき仕事をただ名前を変えて、理事という形で置いとるにすぎないと、私はそう判断をしとるんですが、そういうようなあり方で果たしてこれまで助役を2人置く必要がないんじゃないか、このような財政難の中でという議論にこたえるものではない、むしろ逆なでするようなあり方のように私は思うんで、その辺の委員会での議論は、そういうレベルでの議論をされたのかどうか。

当然、この収入役というのは、本会議でも議論

があったように、公正を確保するという大変大事な、公という中では効率だけを追求するということはあってはならない。いわゆる公正という、大事な税金を預かっとなるわけですから、公正ということは欠くことのできない要件なんです。そのためにわざわざ収入役というポジションを置いておると。いわゆる執行する側からいえばある意味で煙たい、そういう存在なんです。それを執行する側の助役が担うというのは、趣旨からいっても私は大変問題だと思うんで、その辺に踏み込んだ議論があったのかどうかを報告いただきたいと思います。

それから、女性の雇用についても議論があったということですが、これから出てくるでしょうというような行政の答弁があったで終わっとなるんですが、出てくるでしょうではなしに、やはり積極的に女性の管理職登用に意識を持って育てて、何年以内には女性の管理職を何%にするんだというぐらいの答弁は、恐らく引き出されておったんじゃないかなと思うのですが、その辺の議論はどうであったのかということをお報告いただきたいと思います。

それから、次に報告のございました民事の和解の問題での議論ですが、これも本会議でもかなり答弁されておりましたが、何か申し入れはあったんだけど、確認できてなかったという、このような答弁を委員会としてどのように追及されたのか。

引き継ぎがされておらなかったとか、市民からいうたら全く怒り心頭に来るような行政の対応ですね。申し入れを受け取ったけども、引き継ぎはしてない、本会議ではそういう申し入れがあったような答弁が全くなされないという、そういう行政運営のあり方というようなことはとても信じられないんですが、その辺の突っ込んだ議論はあったのかどうかもお聞かせいただきたいと思います。

それから、13号の補正予算は、先ほどタイルの問題で申し上げましたので、それはその1点に絞っておきます。

それから、保育所の延長の問題ということで、これは保育所の保育料金が今値上げ案が示されておりますけれども、大阪府の補助事業ということ

で配置をしとるという、そういう委員会での審議の御答弁でした。

これは大阪府の補助事業ですので、補助事業の基準というものにきちっとみなしてやっとなるはずなんですが、大阪府は補助を出しておりながら、泉南市は補助どおりやってないというように、報告から見るとそう受け取ったんですが、そういうことでないのかどうかですね。そこもお願いをしたい。

それから、互助会についての報告もございました。これも3%下がっているとか、半分に下がっているというものが報告されたんで、一体どれだけの額が3%なのか、どれだけの額に対する3%なのか。それから、どれだけの額の半分なのかというのが全くこれは報告がないんで、我々これ判断しようがないんですね。そこらも恐らくそら委員会重視の中でちゃんとした議論がなされたと思うので、その辺の報告もぜひお願いをしたいと思います。

それから、子育てで歳児引き上げによって市の負担が減ったから、それでかわりの事業が考えられていると。しかし、これ全部すべて検討しますと、これから検討するという、これからするというような報告に受け取ったんですが、この中でこの歳児引き上げによって市の負担が少なくなった分について、もう実施している事業というのは一体何なのかと。ちょっと私メモしておったんですが、それもなかったので、きちっと御報告をいただきたいと思います。

それから、商工会の問題で、影響調査は時期を協議するということですね。これは時期を協議するというのは、本会議でも答弁ありましたから、どれぐらいたって調査をしたら効果があるのかと、恐らく行政はわかって答弁しとると思うんですね。

そうすると、イオンが開店したのが11月12日ですね。そして、半年したらわかるという統計があるのであれば、別に協議せんでも半年後にしますという答弁を恐らく部長はしておるんじゃないかなと思いますので、その辺をもう少し我々が判断できる答弁をいただきたい。

議長（真砂 満君） 堀口議員。

総務文教常任委員長（堀口武視君） ただいまの

小山議員の委員長報告に対する御質問にお答えを申し上げます。

あいびあの補修費の問題でございますけれども、これは本委員会の中で一切議論はされておられません。

それから、収入役の問題でございますけれども、これも本会議の中でも小山議員の質疑がございましたように、本市が抱える課題の解決とか、いろいろ特命事項とか、そういうものの調整に理事を当たらず、こういう答弁でございましたので、それ以上の質疑はございませんでした。

女性登用につきましては、委員長報告の中にも申し上げましたように、今でもやっております。今後もその職務などいろんなことを検討しながら登用していくと、こういうことでございました。

民事和解の申し入れの件でございますけれども、民事和解に至るまでいろんな申し入れがあったことは事実で、その事務引き継ぎができてなかった、こういうことについては、教育委員会が今後反省をしながら、このようなことのないようにしていくと、こういうことでございました。

それから、いろいろたくさんございましたので、抜けてたらまた言っていただきたいと思うんですけども、互助会の3%については、委員長が報告さしていただいたとおりの質疑しかございませんでしたので、その辺よろしくお願いを申し上げます。

子育て支援の問題でございますけれども、今何をやっているかということでございます。子育て支援センターをやっていると。それ以外、今後、来年度からファミリーサポートセンター事業とか、育児訪問指導事業、母子就労支援事業、そしてコミュニティ・ソーシャルワーカーの設置などを検討していくと、こういう報告でございました。

それから、イオンの問題でございますけれども、一時的な影響がまだ判断できてないので、できたら半年ぐらい後に調査をすると、こういう答弁でございました。

以上でございます。

議長（真砂 満君） 委員長、あと保育所の延長が1点だけ抜けてます。

総務文教常任委員長（堀口武視君） 保育所の延

長については、これもこれ以上の議論がございませんでした。

以上です。

議長（真砂 満君） 小山議員。

4番（小山広明君） 抜けてるとこの御指摘をちょっとさしていただきたいんで、これはカウントしないでいただきたいんですが、1つは延長はなかったということですか。それから……

議長（真砂 満君） 答弁は全部してるはずですけど。チェック入れてましたんで。

4番（小山広明君） そうですね。大変申しわけございません。一応全部していただきました。

じゃ、再質問ですが、それ以上はなかったとか、議論はなかったということが案外多いんですが、1つは前向きというんか、突っ込んだ議論をいただいたのは、半年ぐらいでイオンの影響調査をすると、そういうことはあったということですね。

それから、私が当初質問したところは、至って重要な部分だと私は思ってるんで、こういうことが余り突っ込んで委員会で議論されなかったという、私もちょっと委員会が重なってありましたんで傍聴が十分できなかったんですが、やはり委員会重視でございますから、本会議議論よりももっと突っ込んだ専門的な議論をされるというように期待をしての委員会重視というように私は受け取っとるんですね。

今、報告を受けたんでは、全くそういう質疑はなかったとかというような報告では、私ども重視であればほかの議員も関心を持つわけですから、委員会が重複しないようにするというのをやっておる、そういう自治体も多いわけですね。それから、委員以外の議員も委員会では発言ができるということをしておる……

議長（真砂 満君） 小山議員に改めて申し上げます。できましたら委員長の報告に対しての質疑に限ってよろしくお願います。御意見等については、討論でよろしくお願いたいと思います。

4番（小山広明君） 委員長が答弁されたことについて私の質疑をしとるわけですから、関係はないと思うんですが、討論の場でも申し上げさしていただきますけども、やはり委員会重視ということであれば、委員長もリードをされて、十分専門

的な部分で議論をされて、できれば議事録を我々にもちゃんと示し 私ずっと今メモしてやったんで、やっぱりそういうものをいただいた上で、我々改めて当該の委員でない議員が市民のためにきちっと議論するという、そういうことがなされないと、少ない人数で短時間に議論をして、それが決定していくということは、やはり私は余りよくないと思いますので、ぜひ委員会のあり方についても……

〔北出寧啓君「議長、議事進行」と呼ぶ〕

議長（真砂 満君） 北出議員。

19番（北出寧啓君） 先ほどから議会運営等にかかわる、委員会運営等にかかわる発言でございまして、委員長に対する質疑は全くございませんので、この辺は議長の方でよろしく整理をお願いいたします。

議長（真砂 満君） 議長の方で何度も言ってるつもりでございますけれども、質問者に対して改めて再度申し上げます。ただいま委員長報告に対しての質疑でございますので、委員長の報告に対しての質疑を簡略をお願いをいたします。御意見に対しましては、後で討論の場を設けておりますので、討論でしていただきたいというふうに思います。小山議員。

4番（小山広明君） 僕は、ほかの議員が外へ出たといってもそんなクレームつけたことない。やっぱり議会というのは議論する場ですから、政治家として。その人の思いでこの議案に対してやっとなるわけですから、やっぱり議員の質疑を狭めるようなあり方というのは問題だということをお知らせして、終わっておきます。

〔堀口武視君「よろしいですか、ちょっと答弁さしていただきたいんですけど」と呼ぶ〕

議長（真砂 満君） 今の答弁ですか。

堀口委員長。

総務文教常任委員長（堀口武視君） ただいまの小山議員の質問の中で、僕は大変、総務文教常任委員会に対する委員長としての侮辱だと。個々に議員は各意見を持ってるでしょうけども、委員会の中で議論されてなかったことをあなたからそういう指摘をされることについては、大変私は委員長として憤慨に思います。だから、その辺私は小

山議員に、委員会に対する冒涇であると謝罪を求めます。

以上です。

議長（真砂 満君） 暫時休憩いたします。

午前11時09分 休憩

午後11時30分 再開

議長（真砂 満君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほどの堀口議員の発言を受けて、小山議員より発言を求めておりますので、これを許可いたします。小山議員。

4番（小山広明君） 冒頭におわびを申し上げたいと思います。といいますのは、堀口委員長の方から、こういう発言は侮辱だと言われましたので、私にとってはこういうということが不明確ということで、先ほど協議をさせていただきました。

堀口委員長においては、委員会そのものを侮辱した発言だと受け取ったということなんで、そういう趣旨で私は申し上げたのではなしに、当然議員、議員によっては、その関心度に違いがあることは私も認めるわけなんですけども、私の関心としては、このタイルはがれ問題というのは1つ例に出しますと大変関心のあったことなので、こういうことがより専門的な、より議論を深める委員会の場でもしなされないのであれば、委員会重視ということもやはり考え直さなければならないのじゃないか、また委員会の議論のあり方、また委員会の開催時間も重ならないようにとか、そういうことも必要ではないかという趣旨で申し上げたわけですが、そのことが委員会を侮辱したということに受け取られたということは、私の説明不足というか、説明不足であったということで、深くおわびをして、この部分における、こういうことが誤解される分における削除を議長の方をお願いをしまして、おわびとさせていただきますと思います。

議長（真砂 満君） 改めて議員各位に申し上げます。質疑等につきましては、できる限り簡略的をお願いを申し上げます。また、御意見等については討論の方でお願いをしたいというふうに申し上げますので、よろしく申し上げます。

ほかに。

〔北出寧啓君「議事進行」と呼ぶ〕

議長（真砂 満君） 北出議員。

19番（北出寧啓君） 私、最初、先ほど指摘させていただきまして、堀口議員に対する個人批判に類すること、これは非常にゆゆしき問題である。地方自治法132条に、「普通地方公共団体の議会の会議又は委員会においては、議員は、無礼の言葉を使用し、又は他人の私生活にわたる言論をしてはならない。」というふうに記載されております。

こういう個人的な問題を本会議で云々されることは非常にゆゆしき問題であり、我々の議員活動を侵害するものであると思います。これは一定懲罰に値すると私は考えます。議長に対しては、御配慮、御判断いただくようによろしく願いいたします。

議長（真砂 満君） ただいま御指摘をいただきました地方自治法第132条、品位の保持の部分だというふうに思います。その部分については、本会議場または委員会においては、議員は無礼の言葉を使用し、または他人の私生活にわたる言論をしてはならないというふうに明記をされております。

そういった意味では、先ほどの北出議員の指摘部分につきましては、委員長報告に直接的に関係ないたばこの問題を指しているのだらうというふうに解釈をいたしております。そういった意味では、少なからずとも私生活の部分に係る可能性はないとは言えないというふうに思います。しかし、一方で公共施設の部分でのたばこの喫煙についての御指摘だったというふうに理解をしてるところでございます。

ただ、小山議員におかれましては、議長の方からも注意をさしていただいておりますけれども、今、本会議で上程されております委員長報告に対する部分と関係ない部分での発言でございますので、その辺については改めて注意を申し上げたいというふうに思いますし、それぞれの議員におかれましては、この明記されております132条の条文の趣旨に十分御留意をしていただいて、発言には注意をさせていただきたいというふうに考えます。北出議員、よろしいでしょうか。巴里議員。

18番（巴里英一君） 余り議事進行を乱発するのは決していい議会の方向ではないと思うんですが、ただいま議長に北出議員の発言は、小山氏の言動云々に対する懲罰を議長として判断いただいたらどうかということなんで、そのことに対しての否か可かを議長は答えればいいのかというふうには思っています。

議長（真砂 満君） 再度の御指摘でございます。議長としては、今回に限って再度注意をしたいというふうに考えております。これが繰り返されるようでありましたら、北出議員がおっしゃる趣旨に沿って対処をしたいというふうに考えます。

議事を進めます。（巴里英一君「ちょっと訂正します」と呼ぶ）巴里議員。

18番（巴里英一君） いやいや、私、懲罰せて何も言うてないですよ。趣旨にと言われると、それと同意語になるんで、その点訂正をお願いいたします。

議長（真砂 満君） 大変失礼いたしました。巴里議員が懲罰をせよと言った趣旨等につきましては、訂正させていただきたいと思います。

改めて申し上げます。今回の部分については、小山議員に注意を喚起をしたいというふうに思います。なお、それぞれの議員につきましては、先ほども申し上げましたように、132条の部分の趣旨に沿って本会議場または委員会での発言については、御留意をいただきたいというふうに考えます。

ほかに質疑はございますか。 以上で委員長の報告に対する質疑を終結いたします。

これより一括して討論を行います。討論はありませんか。 成田議員。

16番（成田政彦君） 日本共産党泉南市議員団を代表し、3号と13号に対する反対討論を行います。

まず、3号に対してです。

今、政府が進める増税は、2005年予算案でも所得税の定率減税半減など市民の収入は年々減り続けている。今回のような高齢者特別控除の廃止は、既に政府が進めている年金、保険料の値上げ、年金課税強化などますます高齢者に痛みを押しつけるものであり、反対します。

議案13号に対する討論を行います。

元水道職員の退職金を水道企業会計より繰り入れる問題については、泉州の各市町村においても、すべての市町村がやってるわけではありません。このようなやり方は水道料金にはね上がり、市民に対する負担を一層進めるものであり、反対するものであります。

以上です。

議長（真砂 満君） ほかに。 小山議員。 4番（小山広明君） それでは、反対討論をいたしますのは、第6号の収入役の事務を助役にというものと、12号の民事調停成立についてと、それから2004年度一般会計補正予算（7号）について反対の討論をさしていただきたいと思いません。

収入役の事務を助役に兼ねさせるということは、自治法の趣旨からいっても、唯一三役の中で立場を異にして行政全体をある意味でチェックをするという、そういう立場、いわゆる公の事務に対する公正を期するという、そういうことの中で置かれておる立場であると私は理解をいたします。

しかし、小さな自治体になりますとなかなか経費もということで、この収入役を置かなくてもいいということの趣旨は理解をできるわけでありませけれども、そうであるならば、助役が実質的には私は2人を置いておるといように理解しとるんですが、その2人を1人という立場にすることが先決であろうと、そのように思います。

市長の至って政治理念に関するところでこのような三役人事の提案がなされておるわけでありませけれども、やはり今日の財政破綻に陥った泉南市のあり方を反省するならば、俗に言うそれ行けどんどん市政と言っても私はいいのではないのでしょうか。

やはり待ったと、もう少し財政のことを考えてという、そういういわゆる金庫番という者の重要性は、収入がほとんど期待できない今日においては、よりこれまで以上に重要性が増してきたんだろうと思います。

そういう時代状況も考えますと、私は、収入役という立場はこれまで以上に強化をして、思い切って助役そのものをすべて廃止をして、市長自身

が行政のベテランとして、推進役としての市政運営をすべきだ、そのように思うことで、この助役に収入役を兼務させるということには反対をいたしますので、議員各位の御賛同をよろしくをお願いを申し上げます。（発言する者あり）

続いて、議案第12号……何か間違ったこと言いましたか。

議長（真砂 満君） 討論続けてください。

4番（小山広明君） 間違ったら後で指摘いただきたいと思うんですが、議案第12号の民事調停については、市民からの申し立てが引き継ぎでなされておらなかったということは、市政に対する、市民に対する姿勢が欠けておったと言わざるを得ません。こういう市政のあり方では、市民の声というのはどのように行政の中で扱われるのか、全く不安でしかありません。

このことは小さな問題ではありません。やはり市民の声をいいかげんに聞いておったとそしられても仕方がない事件ではないでしょうか。私は、そういう点でこの問題は、重要な市民と行政のあり方を問う事件としてとらえなければならぬと思います。

そして、このことによって市全体の姿勢をもう一度洗い直し、改めて市民の前に真摯に、市民の皆さんの汗と結晶によって、行政や、また議会は成り立っておるといことを肝に銘じてしていくという、私はこういう教訓にしなければならない問題だと思いません。

そして、この和解のあり方についても、果たして施設が本来使うべきものを前提として、その限りにおいて社会的に広く使っていただくという、そういうことが確立されておらないように思いません。それは小学校としての設備基準がないという答弁にもあらわれているように、その場限りの力関係で、そういう公共施設を使ってきた結果が今日の結果だろうと思いません。

市民全体における公共施設や供給施設の対応については、もっとグローバルな広い範囲から抜本的な対応をしていきまさんと、結局はこういう子供たちの施設にしわ寄せがいつておるといことにあるわけでありませから、やはり抜本的な障害を通した市民の活動の場を責任を持って行政はつ

くっていくことこそ、この事件から学び、抜本的な対応をすべきだということで反対をさしていただきたいと思います。

最後に、議案第13号でございますが、これは議論でもございましたように、行政というのは多くの税金を使って公共事業を行っております。当然、事業にはミスもあり、瑕疵もあり、いろんな問題があることは工事の性格上仕方ないでしょう。

しかし、なった後に何の調査もせずに、ただ補修をしていくというあり方は、そのような失敗や経験が将来に生きてこないのではないのでしょうか。私は、早急に行政の中で専門的に調査をして、どこにその原因があったのかを明らかにして、次なる事業に反映をしていくという、こういうプロセスがなければ、私は公共事業は業者にとっては大変おいしい。2年さえ過ぎれば、どれだけ業者に責任があるとしても責任が問われない、こんなことは民間ではあり得ません。

私は、恐らくこのことは、大手の建設業者2社がやったわけでありますが、社の名誉にかけても、このような外構工事、本来であれば建物の耐用年数と同じようにもたなければならないこういう構造物が、わずか7年ほどで雨ではがれ落ちるといようなことを知らされれば、早急に直しただろうと思います。

そういう信頼のある、その建物がある限り責任を持つ、そういう業者を選定したはずでありますから、私はここに予算を上げるまでに、業者とどのような交渉をしたのかも全く報告されないまま、この27万円の修繕費をこの議会で認めるといことは、議会が共同責任を持つということで、この1点においてもこの補正予算には反対をせざるを得ません。

また、この補正予算はほとんどが10人の早期退職者の退職金に充てられております。私は、働く者が働いたときから恐らく定年まで仕事することを覚悟して就職したわけでありまして。当然、民間ではやられております退職引当金というものをきちっと積み立てておかなければ、このまま勤めておいたら退職金ももらえないのではないかと、そういう不安を職員に与えてしまい、仕事への意気込みがなえてしまうのではないのでしょうか。私

は前々から退職金の引当金はきちっと積み立てておくべきだということを言っております。

このようなことも今日に至ってもなおせずに、補正予算のほとんどを、10人のしかも早期退職者のために補正予算を組まなければならないという、こういう現実を議会としては私は認められない。

そういうことで、最後の一般会計の補正予算にも反対をしますので、議員におかれましては、その一挙一動が市民に対する責任であることは言うも及ばず、これからの市政再建、健全化への今日この後の結果が私は示すだろうということで、慎重なる判断を心からお願いを申し上げます。

議長（真砂 満君） ほかにございませんか。

以上で本8件に対する討論を終結いたします。

これより議案第3号を採決いたします。本件に対する委員長の報告は、原案可決であります。

お諮りいたします。本件につきましては、委員長の報告のとおり原案を可とすることに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（真砂 満君） 起立多数であります。よって議案第3号は、原案どおり可とすることに決しました。

次に、議案第6号を採決いたします。本件に対する委員長の報告は、原案可決であります。

お諮りいたします。本件につきましては、委員長の報告のとおり原案を可とすることに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（真砂 満君） 起立多数であります。よって議案第6号は、原案どおり可とすることに決しました。

次に、議案第12号を採決いたします。本件に対する委員長の報告は、原案可決であります。

お諮りいたします。本件につきましては、委員長の報告のとおり原案を可とすることに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（真砂 満君） 起立多数であります。よって議案第12号は、原案どおり可とすることに決

しました。

次に、議案第13号を採決いたします。本件に対する委員長の報告は、原案可決であります。

お諮りいたします。本件につきましては、委員長の報告のとおり原案を可とすることに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（真砂 満君） 起立多数であります。よって議案第13号は、原案どおり可とすることに決しました。

次に、ただいま採決いたしました4件を除く他の議案4件について、これより一括して採決いたします。

本4件に対する委員長の報告は、いずれも原案可決であります。

お諮りいたします。本4件につきましては、いずれも委員長の報告のとおり原案を可とすることに決しまして御異議ありませんか。

〔「異議なし」「異議あり」の声あり〕

議長（真砂 満君） ただいまの議長の宣告に対し御異議がありますので、順次採決いたします。

議案第7号を採決いたします。本件に対する委員長の報告は、原案可決であります。

お諮りいたします。本件につきましては、委員長の報告のとおり原案を可とすることに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（真砂 満君） 起立多数であります。よって議案第7号は、原案どおり可とすることに決しました。

次に、議案第8号を採決いたします。本件に対する委員長の報告は、原案可決であります。

お諮りいたします。本件につきましては、委員長の報告のとおり原案を可とすることに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（真砂 満君） 起立多数であります。よって議案第8号は、原案どおり可とすることに決しました。

次に、議案第9号を採決いたします。本件に対する委員長の報告は、原案可決であります。

お諮りいたします。本件につきましては、委員

長の報告のとおり原案を可とすることに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（真砂 満君） 起立多数であります。よって議案第9号は、原案どおり可とすることに決しました。

次に、議案第10号を採決いたします。本件に対する委員長の報告は、原案可決であります。

お諮りいたします。本件につきましては、委員長の報告のとおり原案を可とすることに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（真砂 満君） 起立多数であります。よって議案第10号は、原案どおり可とすることに決しました。

1時まで休憩いたします。

午前 11時55分 休憩

午後 1時00分 再開

議長（真砂 満君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、日程第10、議案第5号 泉南市きれいなまちづくり条例の制定についてから日程第11、議案第14号 平成16年度大阪府泉南市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）までの以上2件を一括議題といたします。

〔堀口武視君「議長、議事進行で」と呼ぶ〕

議長（真砂 満君） 堀口議員。

20番（堀口武視君） 午前中、私の総務文教常任委員会の委員長報告をさしていただいたわけでございますけれども、余り議案にかかわらなかったことでございますので、報告の中身には入れてませんでしたが、実は委員会の中で真砂議長の方から、保育所に関してある議員が問題行動を起こしたという発言がございました。

私の方から担当原課の方に、どういう状況だったのかという報告を上げるよう要請をしておきました。先ほどその答えが上がってまいりましたけれども、少し読まさせていただきますと、浜保育所で12月の6日8時20分ごろ、事務室に許可を得ず入室したが、所長、主任等が議員ということを確認し、事務机にビラ配布、送迎時間帯であるため、所長等の職員が保護者や児童の対応に追わ

れている間に、ピラを手を持って2階保育室に上がった。事後に所長が確認と。

2階の通路で保育士が何をされてるんですか、勝手に保育室に来られては困りますと制止したが、それには答えず、逆に何という名前やと、何度も当該保育士の名前を聞かれたので答えた。そのまま議員は何も言わずに立ち去ったと、こういう報告をいただいております。

これは今、子供のいろんな危険な事態が発生しておりますし、私は保育所として、あるいは議員として、このことがよかったのかどうか。この報告を受けた以上、僕は議長の方にこの処理をお願いをしたい、このように思います。

議長（真砂 満君） 今、堀口議員の方から指摘をされました報告書について、総務委員の方にはお配りをしているというふうには理解をいたしておりますけれども、今、事務局の方に全議員に配るように指示をいたしましたので、その場で休憩をしていただきたいと思います。お待ちください。

午後1時4分 休憩

午後1時9分 再開

議長（真砂 満君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

ただいま資料を各議員の方にお配りをいたしました。このピラの内容につきまして、まず事実確認をこのペーパーをまとめた健康福祉部の方から報告を求めます。

〔成田政彦君「議事進行」と呼ぶ〕

議長（真砂 満君） 成田議員。

16番（成田政彦君） 今、堀口議員がこういう資料を配ったということは僕はいいいんですけど、そのことについて議長が取り上げて理事者が答えるのは、これはおかしいと思うわ。これはただ配ったということだけであって、この取り扱いをどうするかというのは、今、当局から議案も提案されとるし、それが終わってからこの問題をやるならわかりますよ。しかし、今現実に議案が提案されとるんですから、それを優先すべきやと思いますわ。

これを配ったということは、僕はそれでいいですよ。しかし、そのことについてここで答えよとか、そういうことはちょっとおかしいと思います

わ。議長の判断で、これは議会が終わった後に閉会中にやるとか、そういうふうに判断してもらって。

議長（真砂 満君） 堀口議員。

20番（堀口武視君） こういう報告を受けて、私は事実こういうことがあったのかどうか、確認をしていただきたいのと、それからこのことは、例えば保育所に無断で許可を得ずに入ってるんですけれども、このことが問題にならないのか、あるいはまた配られたピラはどういうピラを配られたのか、この辺はちゃんと議長がどの時期であろうと精査をしていただきたい、こういうことでございますので、ひとつ議長の御判断を仰ぎたいと思います。

〔小山広明君「議事進行」と呼ぶ〕

議長（真砂 満君） 小山議員。

4番（小山広明君） 突然このピラが配られとるんですが、だれがどう調査してどうしたのか、全く何にもないピラなんですね、単なるメモ。だれの責任で出しとるんかわかりません。総務委員会で確かに議員が保育所で問題を起こした、この発言が出たんですよ。

委員長がそれはだれやと言ったら小山議員だと、こういう発言があったんですよ。議員が問題を起こした、これは言葉を2つつなげたら、小山議員が問題を起こした、こういうことになるんですね。それはちゃんと調査をして、じゃ問題になるかどうかとかきちっとしてやらないと、こんなもんピラだけ出して、小山議員だってちゃんとした正式な委員会に出とるんですよ。私に何の問い合わせも何もないですよ、これ。

孫を送っていったときに入ってきたとか、これなんですか、これ。あのときに問題にされたのは浜保育所の問題でしょう。それ以外出てませんよ。それで外でピラ配ったとか、こんな全部明らかにして、何の責任もないピラですよ、これ。

議長（真砂 満君） ピラじゃないですわ。

4番（小山広明君） ピラには何にもないでしょう。それで、この前には小山議員だって真砂議員が言っとるんだ、公の場で。委員長はだれだと言つて。初め真砂議員は、ある議員がと言つておっただけだね。そんなことで本会議場でこうい

う事実を出せというのは、どういう権限で出せと言ったのか、何をしようとしとるのか、出したピラは一体何なのか、明らかにしてくださいよ。もう既に小山議員というのは出とるんだから、あっちからだれやととぼけたようなこと言っとったけどね、わかるとるんだから。

僕はすぐにこのことは、自分の事実経過はホームページにもちゃんと書いてますよ。それがうそであつたらちゃんとやったださつたらいいんですから。（東 重弘君「だから調べると言うてるんやから」と呼ぶ）だから、調べるんでもそういう何かきちっとした事件なり、問題がきちっとあるということを指摘して、それはどういうことに触れるんだ、ちゃんとしてやるべきですよ。

ただ問題があるからって、全部あなた方の行動をおれ出せといたら出すよ、これ。あなた方がいろんな公共施設に行つとることを全部出すんやな、それやったら。そんなもんどうなるんですか、こんなことになってきたら。何を考えとるんですか、これ。

議長（真砂 満君） それでは、ただいまお配りをいたしました報告書について、事実確認を含めまして報告をまず求めます。

大変申しわけございません。私の不手際で大変時間をとらせましたことをまず冒頭おわびを申し上げます。

ただいま堀口議員の方から提起を受けました問題につきましては、本会議終了後に代表者会議を開かしていただき、そこで事実の確認も含めまして協議をさせていただきたいというふうに考えます。ただいま成田議員の方からも御指摘がありましたように、議案上程中でありますから、そのことをまず先議をしたいというふうに思います。御理解を賜りたいと思います。よろしいでしょうか。

小山議員。

4番（小山広明君） ここまで事実が明らかになって、このことを処理しなかつたら進めませんよ、ある意味で。そうでしょう、もう明らかになってしまつとるんだから。私、自分の名前も言いましたし、これは委員会で出たから言うとるんですよ。

それが本会議でちゃんと提起されて、しかも本会議という場でこういう書類が出たと。ちゃんと

これの結論をつけて次に進まなかつたら、僕にとっては困りますよ、それは。（発言する者あり）意見じゃないやないか。問題にした方がちゃんとせな。

議長（真砂 満君） 小山議員に申し上げます。この問題について、中途半端に処理するつもりはございません。本会議終了後に直ちに代表者会議の中で協議をさせていただきたいというふうに思います。よろしいでしょうか。

それでは、再開をいたします。

ただいま一括上程いたしました議案2件に関し、委員長の報告を求めます。厚生消防常任委員会委員長 北出寧啓議員。北出委員長。

厚生消防常任委員長（北出寧啓君） ただいま議長より報告の旨の指名を受けましたので、これより過日の本会議において付託を受けました議案第5号 泉南市きれいなまちづくり条例の制定について及び議案第14号 平成16年度大阪府泉南市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）の2件につきまして、その審査の概要並びに結果について御報告を申し上げます。

なお、審査結果につきましては、本日皆様方のお手元に御配付しております本常任委員会審査報告書のとおりでございますので、御参照いただきたいと思います。

さて、本常任委員会は、去る12月17日、委員並びに関係理事者の出席のもとに開催し、慎重に審議を行いました。それでは、委員会における審査の概要及び結果について順次御報告を申し上げます。

まず初めに、議案第5号 泉南市きれいなまちづくり条例の制定についてから御報告申し上げます。

今回の提案は、市、市民等、事業者、空き地所有者等の責務を明確にすることにより、空き缶、たばこの吸い殻等のごみの散乱や空き地の放置などによる生活環境及びまちの美観の阻害を防止し、地域の人々や泉南市を訪れた人々にとって、美しい魅力のあるまちづくりを推進するためという趣旨の提案であり、この意を受けて本条例案の審査を行いました。

まず、この条例を出すに当たっては、議会議論

を含めて、議会でこの条例案を修正していくべきだと思うがどうかとの問いに、時代の変化とともに、条例の改廃をしなければいけないことも当然あり得るので、行政と議会の関係については、それぞれの権能があることから、その中でおのおの対応していくことが元来の姿であり、今回本条例を提案していることは、最良の案として提案しておるものであり、審議の上、議会として御判断していただきたいとのことでした。

次に、本条第10条に、何人も屋外広告物の掲出に当たっては、屋外広告物法及び大阪府屋外広告物条例を遵守しとあるが、その内容を示せとの問いに、屋外広告物法並びに府の条例の考え方については、広告物そのものがだめだということではなく、例えば道路上のさくであるとか、橋、トンネル、街路樹等の禁止区域に張ったものについては、泉南市において除却できるとしたもので、大阪府屋外広告物の除却の特例第26条の中に事務移譲として具体の市の名前を挙げており、泉南市は大阪府屋外広告物法に基づく権限の移譲を受けて、違法な広告物の除却については泉南市が行っているが、罰則となると移譲されていないことから、大阪府が行っているとのことでした。

次に、現行の空き地管理条例には、行政代執行による罰則規定があるが、本条例にはなぜないのかとの問いに、過去20年間代執行まで至った事例がなく、その背景を配慮して今回罰則を氏名公表という形にしたものであり、またこの条例の制定に当たっては、昨年12月から数回にわたり御提示させていただき、提案に至ったものであるとのことでした。

次に、第12条の氏名の公表に当たっては、その前段で検討委員会で協議すると聞かすが、その内容を示せとの問いに、検討委員会の設置については、この条例が可決された後に設置したいと考えており、その内容としては、処分をする判断基準や公表をどのような形にするのがよいのか、また勧告をどのようなときにするか等、客観的に判断していただき、対応に努めていくつもりであるとのことでした。

次に、たばこの自販機設置を規制する考えはなかったのかとの問いに、最近の社会情勢を語る中

で、特に禁煙問題については理解しているが、今回の条例は美化ということで、モラルに訴える部分が多く、たばこの自販機と特定はせず、各種の自販機設置者に対しては、これを適正に管理しなければならないと表記したとのことでした。

次に、本条第2条のごみの位置づけとして、その中に犬のふんも表記すべきであるとの意見に、この条例については宣言条例であり、きれいなまちづくり条例という観点からこのように表現したとのことでした。

次に、この条例が制定されるとどのように啓発活動をされるのかとの問いに、まず広報誌で条例の紹介をし、そして市内清掃の拡大を図るとともに、屋外広告物の除却については、市が大阪府から移譲を受けている権限を市民の方々に委託して、地元住民が自主的にまちをきれいにするというような取り組みを今まで以上に行っていきたいとのことでした。

以上で質疑を終結し、続いて討論、採決に入りました。

まず、討論の中で、ごみの定義の中に動物のふんを表記し、また第9条に空き地管理の中に罰則として行政代執行を表記し、一部修正すべきとの意見がありました。

片や、この条例案については、昨年12月に議会に対して提案されて以来、いろいろと議論をしてきており、否定はするものではないが、まだ検討協議を要すると思うものであり、継続審査にすべきとの討論がありました。

かくして採決の結果、賛成多数をもって閉会中の継続審査に付することに決しました。

次に、議案第14号 平成16年度大阪府泉南市国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)について御報告を申し上げます。

質疑の中で、まず繰入金のうち、一般会計からの繰入金の内容を示せとの問いに、これについては一般減免分と保健施設事業分であるとのことでした。

これに対し、市民の命と健康を守るという点で、減免制度の充実、予防対策の面で、今後も一般会計から国保会計への繰り入れを行っていくのかとの問いに、一般会計からの繰り入れをふやすと、

御指摘の点は充実すると考えられるが、一般会計も赤字で大変厳しい状況にあり、国保会計の繰り入れについては、現段階では難しい状況にあると考えており、現在一般会計については、財政の立て直しということで、健全化をこの数年について集中してやらなければ、そういう余裕も出てこないのではないかと考えているが、一方で、確かに国保会計に対する援助というのも重要なものであると認識をしており、また予防対策についても、保健センターの事業等について、充実した事業をこれからも展開していかねばならないと考えているとのことでした。

次に、職員の給与にかかわって今回かなりの超勤手当の補正があり、非常に担当課が忙しいという状況にあって、滞納問題等の処理にも苦慮されているという現状の中で、職員の健康状態等を考えた中で、この状況をどのように改善されるのか、市の考え方を示せとの問いに、担当課については、滞納問題等いろんな問題を抱えながら実務に取り組んでおり、現体制で仕事をこなしているわけであるが、その中で今回超勤手当についても増額しており、また人員配置の問題については、財政当局とも協議をしているが、全体的に退職不補充という制約があり、健康問題からすればできるだけ超過勤務は抑えていかねばいけないが、今の現体制で効率よく業務ができるよう検討した中で、今後とも事務を執行していきたいと考えているとのことでした。

ただ、現況では退職不補充ということで、非常に厳しい職員の中で、十分に精査した中で効率よく人員配置には努めていきたいと考えており、また今後については、人事異動の時期に十分に議論をした中で、人員配置がどうあるべきかということについて十分に精査をしていきたいと考えているとのことでした。

これに関連して、仕事量の多いところについては、仕事量を把握した上での人員配置や、夜間に働くのであれば昼間休ませるといった柔軟な体制をとることで、その課の職員が過度に働かないで済むようにするのは市の責任であると考え、その点についての市の見解を示せとの問いに、仕事量を明確に分析して作業を行うということは、

今の業務体系の中で非常に難しい状況にあり、御指摘の点については、毎年人員についてのヒアリングを行っており、年間の仕事量等を加味した中で人員配置をしているところであり、年度の途中で何かある場合は、人事課の方に相談があれば、対応できるものは対応するという形で進めていきたいと考えているとのことでした。

これに対し、過去の決算の実績から仕事量を把握し、その中で各職員の仕事の配分決定を行ったり、職員が過度に働かなくて済むような柔軟な体制がとれるように法律を改正すべきであるとの意見がありました。

以上が質疑の主な概要であります。

続いて討論、採決に入りましたが、討論の中で、まず今回この補正予算が提出されているが、これを提出する前にもっと議会の中で議論した中で、よりよい形にしたものを行政が執行していくということが本来の姿であるが、この議案についてはそういう形が行われなくて提出された議案であり、反対であるとの討論があり、また一方では、超過勤務が当初より相当ふえている中で、その実態については説明からよく理解でき、また労使間の協議や労働基準法、条例等を踏まえた範囲内であると思われるが、人員増の問題や勤務体制の弾力化も含めた検討をする時期に来ており、これだけの超勤手当の補正を組まないで済むように、人事当局を含めて十分な人員措置をしていくべきであるという意見を付して賛成であるとの討論があり、採決の結果、賛成多数をもって原案どおり可決することに決しました。

以上、甚だ簡単でございますが、本常任委員会に付託されました議案第5号及び議案第14号についての議案審査の概要並びに結果についての私の報告とさせていただきます。

議長（真砂 満君） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。質疑はありますか。

東議員。

12番（東 重弘君） 1点だけ簡単に委員長にお聞きしたいと思います。

ただいま報告の中で、まちづくり条例について修正すべきという意見があったとありましたが、その修正案の内容がどんなんであったんか、ひと

つお聞きしたいと思います。

議長（真砂 満君） 北出委員長。

厚生消防常任委員長（北出寧啓君） お答えいたします。

当委員会では修正案は上程されておられません。

議長（真砂 満君） 東議員。

12番（東 重弘君） 発言があったということで案がなかったと、こういうことなんでしょうか。そういうふうに理解したんですが、そうすると、このある議員さんのピラに、私は修正を主張したと、こういうことが書かれてるんですが、私が個人的な意見だと言われりゃそれまでですが、付託された常任委員会で議決を求められてる議員が修正を主張するのであれば、これは修正案を出すべきだと、当然この案に修正するという主張をしなければ、私は筋が通らないと思うんですね。

これは委員長報告ですから、本来は議長、議会全体の問題として、委員会のあり方という面からして、議長にお聞きしたいんですが、これは委員長報告ですから、委員長にこういうことがあって出されないということについて、どのような考えをお持ちなのか、その1点だけ聞きたいと思えます。

議長（真砂 満君） 北出委員長。

厚生消防常任委員長（北出寧啓君） もちろん、付託された委員会の委員として修正という主張があれば、当然修正案を提出すべきでありまして、しかし当委員会においては、委員の方から修正案は出たことはありません。

以上でございます。

〔東 重弘議員「結構です」と呼ぶ〕

議長（真砂 満君） ほかにございませんか。

以上で委員長の報告に対する質疑を終結いたします。

これより一括して討論を行います。討論はありませんか。 小山議員。

4番（小山広明君） 今、北出委員長の方から、本当に注目をして委員長報告を聞かしていただきましたが、ちょっと私が疑問に思ったことがあるので言おうと思ったんですが、当てていただけませんでした。

この案には、私は修正をして可決するべきだと

いうことを委員会の中で主張いたしました。このことは何ら法的には問題ないと思えます。

それから、なぜこの案に私は反対をするかといえば、継続をしてよりよいものにするという、それが継続の唯一の理由 唯一といいますが、重要な部分であったわけでありましたが、12月から何回もかけて市民は待ちに待ってこの条例を待っておるわけですね。特に、委員の中にも発言がありました、一日も早く子供たちにこのようなわかりやすい、この方の言うのにはこれが特徴だと。全国でもです・ます調で書かれた条例はないというように議論の中で感じました。私、調べておりませんが。

しかし、そういうことを考えますと、本当にこの条例が成立すれば、全国で初めて市民の立場に立ったわかりやすい条例がいわゆる議会を中心としてできたという、そういう結果が生まれたのではなかったかなと思えます。

そして、議論の中でも、なぜそのときに修正可決ができなかったかという一番大きな問題は、そういう罰金ですね。強制力を持った罰金というものを入れるかどうかと、このことに議論は大変伯仲いたしました。（堀口武視君「罰則やる」と呼ぶ）あ、罰則ですね。

そして、既に泉南市が持っている空き地条例には代執行という、いわゆる持ち主が指示に従わない場合には、市がかわって空き地をきれいにするというある意味で当然の法体系を持ったものがあるのにもかかわらず、この後に出てくる同趣旨のこの条例が宣言法だという状況の中で、名前の公表というある意味では代執行よりも私は重い罰則的なものがあるのにもかかわらず、この代執行という文言がこの条例に入れられなかったと、その合意ができなかったということで継続ということになったわけでありまして、私はこのことも入れ、そして先ほどの委員長報告で私は少し議論と違う報告がなされたと感じたのは、犬のふんの問題であります。

この犬のふんについては、2条のごみの問題で犬のふんを入れるということについては、宣言条例でこのようにしたという答弁があったということですね。宣言条例にしたことが、犬のふんとい

うものを入れられなかった議論ではないんです。犬のふんを入れてくださいという委員の質問に対して行政が何と答えたか。そういうようなことを入れろといえば、猫のふんはどうなるのかという、こういう反論にもならない反論をして、犬のふんを入れろという議員の貴重な意見をつぶしたんですね、私から見たらそう思います。

じゃ、動物のふんでいいじゃないかというように最後はまとまってきましたが、それもやはり修正ができずに、私はこの継続は余り意味がない、そのように思いますので、この継続という委員長報告には反対なんです。

そして、市民から聞かれて、公表はしたが、公表しても変わらなかったらどうするんですかというときに、はたと困るような条例では、責任持った市の条例とは言えない。執行者も大変困るだろうということで、ぜひこの後の議会の中で、修正可決をして議会主導の中で、ぜひ人が飼う動物ふん等もごみの中に入れるということも加え、そして勧告に従わない場合には公表するというその後、それでも変わらないときには代執行をすると、これを入れたら今ここでまとまるんですね。

こういう躍動的な議会の生きた審議をしていただくためにも、この議案に反対をしてすぐさま動議を出して、今出された条例を修正可決しましょう、そういうことを皆さんに提案をします。ちょっと荒っぽいかわかりませんが、議会というのは荒っぽいことをすることが大事だと思いますよ。

行政は法にのっとって、そのかわり市民のことよりも法に合っどうかどうかということが課題になりがちに私感じておりますので、ぜひ議員の皆さんに、この条例が……（発言する者あり）

議長（真砂 満君） 討論を続けてください。

4番（小山広明君） あっち注意してよ。あっちが悪いんやで。

議長（真砂 満君） 不規則発言も注意してください。

4番（小山広明君） そういうことで、これは本当に今大変重要な空間、時間にあると思いますので、ぜひ修正をして、犬や猫のふんも対象にした、そして最後までまちをきれいにすることに責任の持てる完結型のきれいなまちづくり条例を可決し

ていただくためにも、よろしく願いをいたします。そのために継続は反対してください。

議長（真砂 満君） ほかに。 大森議員。 10番（大森和夫君） 議案第5号の泉南市きれいなまちづくり条例制定について、議案について委員会でもたくさんの意見が出ました。条例の中身や文言に不明なところがあるというのではなく、本当に泉南市をきれいにするにはどうしたらいいのか、モラルについてなど本質的な議論が行われました。

このようないい議論ができるのは、条例案がとてもわかりやすいものだということが理由だと思います。この条例は宣言的な条例で、小学生にもわかるようにつくられたものです。そのため、罰則的な規定は氏名の公表だけです。しかし、子供たちが学校や家庭でこの条例について話し合いが行われるようになって、将来きれいな泉南市をつくる基礎ができると思います。

日本共産党は基本的にはこの条例に賛成ですが、委員会が出たペットのふんや空き地条例との整合性をさらに議論を深めていけば、さらにいい条例ができるという立場で、継続審議に賛成いたしました。理事者の皆さんは御苦労ですが、引き続き委員会で議論もしてまいりますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、議案第14号ですが、一般会計の繰り入れも行い、国保税の財政的な安定化を図ることが大事だと思います。財政難を理由に市民に負担を押しつけるような国保税の値上げは、市民の健康につながらないものだと思います。

また、国保課の職員の残業が多いということで問題になりました。職員の健康を守る上でも、市の財政難の上でも、残業の是正に努めていただきたいことをつけ加えまして、賛成の討論といたします。

議長（真砂 満君） ほかにございませんか。

以上で本2件に対する討論を終結いたします。

これより順次採決いたします。

ただいまの議案第5号に対する委員長の報告は……

〔小山広明君「動議」と呼ぶ〕

議長（真砂 満君） 小山議員。

4番（小山広明君） 採決前に原案に修正をして可決をしたい。先ほど討論でも言いましたように、犬、猫のふんと、それから代執行という文言をつけ加えて原案を修正して提案したいと思います。議員の賛同をよろしくお願ひしたいと思います。

議長（真砂 満君） 小山議員に申し上げます。口頭動議では不備でございますので、受け付けられない。（小山広明君「そんなことないよ。口頭動議あかんで……。修正やからいけるやる」と呼ぶ）修正案をお持ちですか。修正案は今お持ちでしょうか。（小山広明君「いや、持ってないよ。口頭修正」と呼ぶ）（発言する者あり）ただいま申し上げましたとおりでございますので、進めます。（小山広明君「みんなに聞いてくれや。賛成やといいん違うん」と呼ぶ）

なお、委員長から本件については、会議規則第103条の規定により、お手元に御配付いたしております閉会中の継続審査の申し出がありました。

これより議案第5号を採決いたします。本件は、委員長の報告及び申し出書のとおり、閉会中の継続審査に付することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（真砂 満君） 起立多数であります。よって議案第5号は、閉会中の継続審査に付すことは可とすることに決しました。

次に、議案第14号を採決いたします。本件に対する委員長の報告は、原案可決であります。

お諮りいたします。本件につきましては、委員長の報告のとおり原案を可とすることに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（真砂 満君） 起立多数であります。よって議案第14号は、原案どおり可とすることに決しました。

次に、日程第12、議案第4号 泉南都市計画新家駅南地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてから日程第15、議案第16号 平成16年度大阪府泉南市水道事業会計補正予算（第1号）までの以上4件を一括議題といたします。

ただいま一括上程いたしました議案4件に関し、委員長の報告を求めます。産業建設常任委員会委員長 井原正太郎議員。井原委員長。

産業建設常任委員長（井原正太郎君） ただいま議長より報告の旨の指名を受けましたので、これより本定例会におきまして本常任委員会に付託を受けました議案第4号 泉南都市計画新家駅南地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例等の一部を改正する条例の制定について、議案第11号 南大阪湾岸南部流域下水道組合規約の変更に係る協議について、議案第15号 平成16年度大阪府泉南市下水道事業特別会計補正予算（第1号）、議案第16号 平成16年度大阪府泉南市水道事業会計補正予算（第1号）についての以上4件の審査につきまして、その審査の概要並びに結果の報告を申し上げます。

なお、審査結果につきましては、本日皆様方のお手元に御配付いたしております審査結果報告書のとおりでございますので、御参照いただきたいと思います。

本常任委員会は、去る12月17日、委員並びに関係理事者の出席のもと開催し、慎重に審査を行いました。それでは、委員会における審査の概要及び結果について順次御報告申し上げます。

まず初めに、議案第4号 泉南都市計画新家駅南地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例等の一部を改正する条例の制定についての質疑の中で、今回の条例改正については、名称の変更のみで中身の変更はないかとの問いに、今回の改正においては、従前までは各自治体において都市計画を計画し、名称についてもそれぞれの自治体の名称が使われてきましたが、市街地の広域化など複数の自治体に関係する事案等も出てきている中、今般大阪府下を4つのブロックに割り、本市においては南部大阪ということに近隣自治体とも都市計画において名称を統一することになり、事務等の運用面においては一切の変更はないとのことであります。

以上で質疑を終結し、かくして討論、採決の結果、討論はなく、全会一致でもって原案どおり可決することに決しました。

次に、議案第11号 南大阪湾岸南部流域下水

道組合規約の変更に係る協議について申し上げます。

今回の規約の変更の内容について示せとの問いに、これまでは規約の中のただし書きを用いて、一定金額と受益水量に応じて決定してきましたが、今般岬町まで下水道が延びたことにより、各自治体の下水道の計画汚水量で決定することとし、ただし書き部分を削除することとなったとのことであります。

また、今後負担率の変更等の見直しは考えられるのかとの問いに、今後人口増や市街化が進めば見直し等も考えられるが、各自治体の計画受水量の変更等がない限り、当面この率で進めるとのことでした。

次に、この負担率の算定の基礎になったものは何かとの問いに、本市の下水道の維持に係る負担率の53.19%については、各市の計画汚水量の割合に応じて出されたものであり、本市の計画汚水量が日量7万400立方メートル、阪南市の場合は4万3,680立方メートル、岬町の場合は1万8,200立方メートル、泉佐野においては南部下水道に係る部分が少なく60立方メートルであり、これらの計画汚水量に基づいてそれぞれの割合を算出したとのことであります。

以上で質疑を終結し、かくして討論、採決の結果、討論はなく、全会一致でもって原案どおり可決することに決しました。

次に、議案第15号 平成16年度大阪府泉南市下水道事業特別会計補正予算(第1号)の質疑では、人事異動で1名減ったとのことであるが、このことにより事務を進める上で支障はないのかとの問いに、従前に比べて事業費も若干低下し、同時に事務のIT化も進んでおり、1名の減少でも対応できるとのことでした。

また、下水道が布設された地域での普及促進を進め、赤字の繰り入れ金額が減る努力をどのようにしているのか、との問いに、従来から普及促進ということで、企業及び個人の家庭についても、引き込みをしていただくように下水道課でPR、啓発に取り組んでおり、今後も引き続いて努力をしていくとのことでした。

以上で質疑を終結し、かくして討論、採決の結

果、討論はなく、全会一致でもって原案どおり可決することに決しました。

次に、議案第16号 平成16年度大阪府泉南市水道事業会計補正予算(第1号)について申し上げます。

まず、有収率の推移と石綿管の取りかえの現状を示せとの問いに、平成15年度の有収率は88.53%、平成14年度は88.80%と若干下がっており、有収率が1%を上下することで約800万円の影響が生じるとのことでした。

また、石綿管については、現在延長約6キロメートル残っており、これらの取りかえについては、市単独での事業実施は困難なため、国の補助制度等を活用し、取りかえを進めていきたいとのことでした。

また、現在の水道会計の累積赤字の7億7,000万円について、毎年の赤字額と水道会計の中で、退職金に充てている市町村の現状を示せとの問いに、平成15年度は1億25万円、14年度は1億200万円、13年度は1億600万円の赤字をそれぞれ計上しており、赤字がふえ続けている中で有収率をアップさせれば、その分の赤字減らしには一定つながっていくが、今後は有収率の改善のみならず、他の部分、とりわけ人件費等の見直し等により赤字を減らす努力を行っていくとのことでした。

また、各市の退職手当の一般会計への繰り出しの状況については、堺以南で水道会計から支出している自治体が6市1町、一般会計から支出している自治体が2市3町であるとのことでした。

以上で質疑を終結し、続いて討論に入りました。

まず、討論の中で、今回水道部に所属していた、年数に応じて水道会計から退職手当に係る金額を負担することについては、水道会計の赤字をますます増大させることと、今後水道料金にはね返っていくということも考えられますので、まず何よりも有収率を引き上げる努力を行い、赤字解消に努めることは当然だが、特に水道会計から退職金の負担をさせるようなことをしてはならないとの反対討論がありました。

かくして採決の結果、賛成多数でもって原案どおり可決することに決しました。

以上、甚だ簡単でございますが、本常任委員会に付託されました議案4件の議案審査の概要並びに結果について私の報告とさせていただきます。

どうもありがとうございました。

議長（真砂 満君） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。質疑はありませんか。

小山議員。

4番（小山広明君） この委員会は厚生と重なっております、全く傍聴ができませんでした。これはやはり委員会の開催をずらすということも今後していただきたいということをまず冒頭に申し上げまして、質疑をさせていただきますと思います。

議長（真砂 満君） 小山議員に申し上げます。午前からの会議のときも申し上げますように、ただいまは委員長の報告に対する質疑でございます。御意見等につきましては、別の機会でもよろしくお願い申し上げます。小山議員。

4番（小山広明君） 何でもまから言葉であるじゃない。いきなり突入したらびっくりするじゃないですか。そういうことで言っとるんだから、それぐらい愛さようじゃないですか。

では、議案第4号で御説明がございました。説明によりますと、各自治体でやっておったいわゆる地区計画の建築物の制限に関するというのが、大阪を4つのブロックに分けたということは、当然市でやるとすると、4つですから恐らく堺以南が1つだと思っておりますが、当然事務的には市でやるとするのは違うようになると思っておりますが、もう少しその辺の、全く名前の変更だけだという報告ですが、ちょっとこの意味がわからないんですね。

具体的にどのような事務があって、その事務がこの名称変更 名称変更じゃないですね。地域割り変更ですね、各自治体でやってたものを大阪を4つに分けたわけですから。そういうことに具体的に入った質疑がなかったのかどうかですね。ちょっと御答弁いただきたいと思っております。

それから、次は議案第11号です。11号でちょっと言われたんですが、何か計画水量割りであるということは、計画水量と実際に投入水量とは違うはずですね。そうすると、計画水量というの

はあっても、そのまちによっては実施率がどれだけかというのが問題になるんですが、その辺は実際の投入というか、実際の現実とずれるということにこの改正というのはなるように私は聞いておって思うのですが、その辺はどのように議論されたのか、お示しをいただきたいと思っております。

それから、議案15号ですね。下水道会計でございますが、これは有収率を上げることが水道料金を上げなくて済むということに結論がなっているというふうに私は見たんですが、退職金を今まで市が持っておったものをすべて水道会計が持つようになったというのは、何の事前議論がないままドンと来た感じですが、この6市1町とか2市3町、私、多分堺は一般会計から入れておるといように記憶があるんですが、堺といたら、堺以南の全部の自治体をのみ込むぐらいの大きな自治体ですので、私の聞き方が間違っておたらごめんなさいなんですが、そういうところが一般会計から見ているのに、泉南市はなぜ小さい世帯の水道会計に退職金を負担させるのか。ずっと今までこれこそ既成事実でちゃんとやってきたわけでしょう。この市民が苦しいときに、何か……、これはいいんですか、これ。（発言する者あり）

議長（真砂 満君） 静かにお願いします。議員に申し上げます。私語は慎んでいただきますようによろしくお願い申し上げます。続行してください。

4番（小山広明君） だから、そういうことで、私はこういう大きな金額の変更を市民にも議会にも十分議論して、じゃ今まで違法であったのかどうか何の議論も報告ないんですが、恐らく市は違法なことはやってないと思っておりますが、違法でないとしたら今回ののは違法なのか。今回ののが合法であれば、今までやってたのが違法なのか。この点をはっきり、恐らく議論されてると思っておりますので、ちょっと報告の中には違法性というのは何もなかったの、お願いをしたい。

それから、石綿管6キロメートルという、この距離だけ聞くとあれですが、年間ちょっとしか進んでないように思われますね、僕、これは。だから、一体いつまでにこの石綿管というのはなくなるのか。健康の問題と直結しとるんで、国の補助

待ちやとかそんな悠長なことを言わずに、わずか6キロであれば、市は市民の健康のために、国がしないのであればやるという判断も、私は政治としてはやらなあかん内容ではないかなと思うんで、その辺の議論は行われたのかどうかということ。

ちょっと多くなりましたが、委員長、よろしくをお願いします。

〔北出寧啓君「議事進行」と呼ぶ〕

議長（真砂 満君） 北出議員。

19番（北出寧啓君） この間申し上げましたけども、真砂議長、前堀口議長によって委員会制度付託ということを基本的に制度的に遂行して、我々まだふなれだと思しますので、委員長報告に対していろんな質疑応答あると思うんですけども、基本的には委員長報告で報告された懸案に対して我々は質疑するのであって、その他、もちろん小山議員が再度運営の問題で言われますけれども、入れなかった委員会等に関しては、予算・決算委員会等、あるいは一般質問等さまざまな権利があるわけでございますから、そっちでやっていただいて、これは委員長報告に関する質疑応答というふうにきちっと制限して議論していただきたいと、そのように整理をお願いしたいと思えます。

以上。

議長（真砂 満君） 北出議員の御意見でございます。確かに、おっしゃる部分については理解をいたしておりますし、午前からもそういった運営でお願いを申し上げますし、それを逸脱した行為については、その都度注意をさしていただいているところでございますので、その点改めて各議員に要請をしたいというふうに思えます。

〔小山広明君「予算委員会、決算委員会は訂正してくださいよ。そんなの関係ないんだからね。これ可決するんでしょう、これから。予算委員会、決算委員会で議論やれとはどういうことやねん。ちょっとだけ」と呼ぶ。発言する者あり〕

議長（真砂 満君） いやいや、議事運営に関しては受け付けますけれども、そのやりとりに関しては一切受け付けません。（小山広明君「事実と違うことを言うたら……。議事録に残りますよ」と呼ぶ）

議長（真砂 満君） 井原委員長。だから私、整理して答弁してます。

産業建設常任委員長（井原正太郎君） まず、小山議員の方から議案第4号についての質問がございました。特に、事務の変更等はないのかというふうな問いでもありました。また、この大阪を4つの区域に分けて、今回は結論からいいますと名称のみの変更というふうなことの質疑がなされまして、事務にかかわる変更等は特にないというふうな委員会の中での質疑であったというふうに報告をさせていただきます。

議案第11号につきまして、特に委員の方からは計画水量、投入水量、実際の現実のずれはどうかというふうな中で、どのような議論がなされたかというふうな問いでありましたが、従来岬町まで幹線が延びてないというふうなことで、いわゆる予測値的なそういう分担であったというふうに説明がありまして、変更後は定量的な表現がなされまして、委員会では泉南市が45.91から53.19に変更になるんだという具体的な数値の説明がなされました。

それから、16号 15号と言われたんですか、質問の内容は16号での議案であったと思えます。水道事業会計の補正に関することでありますから、16号の内容であったというふうに理解をして答弁をさせていただきます。

有収率というのは、非常にこの議論の中でも1%動くことで800万円の影響が出るというふうな報告をさせてもらったんですが、関係6市1町等でも今回退職金等の財源をどこから出すのかという面ではいろんな議論がありました。

討論の中でもそのような水道会計、特別会計から出すということは、水道料金にはね返るんじゃないかというふうな議論もなされまして、御指摘のように、これはいかがなものかという委員会の中での質疑がありました。

それから、石綿管についてであります。あと6キロメートルを残しておりますけれども、これは健康上の対策からしても、より早い改修等が求められるわけでありまして、この6キロメートルを市、特別会計単費でやるには甚だ額が多過ぎるので、補助の環境の整備を待ちたいという

ふうな質疑があったということを報告させてもらいます。

以上であります。

議長（真砂 満君） ほかにございますか。

以上で委員長の報告に対する質疑を終結いたします。

これより一括して討論を行います。討論はありませんか。 松本議員。

9番（松本雪美君） 議案第16号、平成16年度大阪府泉南市水道事業会計補正予算について反対の討論をいたします。

職員の退職金1,252万7,000円を働いた年数分だけ一般会計から出していたものを今回は水道企業会計から出すということで提案された議案であります。当然、今後の水道会計に影響を与えることは間違いありません。

泉佐野市以南2市3町が一般会計から出されているのに、泉南市はこれまで一般会計から出していたものを水道会計へ振りかえるということによって、今後市民の負担せねばならない水道料金が引き上げられることへとつながっていくのではないかと危惧しています。

現在、水道企業会計は、累積赤字は7億7,000万円、10年から赤字決算となっており、15年決算でも1億円以上赤字になっています。水道企業会計の健全化は当然していくべきであり、赤字減らしに取り組みなければなりません。

議論の中では、有収率88.8%ですが、これを1%引き上げれば800万円の増収になり、赤字解消にもつながるということでもあります。さらに、水道企業会計の赤字解消には、水道企業の運営のための経費の削減に取り組みなくてはならないことだと思います。そういうことに今後努力をしていただけるよう指摘をしておきます。

なお、第3次行財政改革大綱では、水道福祉料金は廃止が示されております。この不況の中で弱者を苦しめるようなことばかりを強行するのではなく、市民の暮らしを守ることが地方自治体の役目であることをしっかり確認していただいて、今後の行政推進に努力をしてほしいと思います。

わずか90万円の福祉減免は打ち切りではなく、存続をすることを市理事者には加えて求めておき

ます。

16号議案には、以上の理由で反対といたします。

議長（真砂 満君） ほかに。 小山議員。

4番（小山広明君） 議案第16号、水道事業会計補正予算に反対の立場で討論しますが、この議案の中心は、これまで一般会計で水道会計の職員の退職金を見てきたというものが一挙に水道会計自身で負担をしろという、こういうことですが、このことが当然独立採算的な部分を持っておるこの企業会計に、市民の値上げに直撃する問題をはらんでおります。

しかし、そういう議論の中で、有収率を上げるということにおいて、市民負担に余り展開しないという答弁がありましたが、有収率の問題の解決策として石綿管を入れかえるという問題が議論されました。

これは6キロメートル残ってあるということでもありますけれども、単独ではできない。それはそうでしょう。しかし、一方では市民の命があるわけでありまして、このことこそ国が責任を市民には直接持っておらないわけでありまして、市長が政治家として、この問題は命を守るために信樽線よりも先に補助をつけてくださいと国に言うべき内容ではないんですか。私の討論聞いてないんですからね。まあいいですけどもね。

そういうことで、私はやはりこの問題は、至って政治家としての何を大事にするかということがある意味で如実にあらわれている1つの現実だろうと思います。

そういうことで、市の職員の皆さんもたくさん聞いていらっしゃるわけですが、本当に市の皆さんもほとんどが市内に住んでいらっしゃるわけありますから、そういう石綿管の健康被害というものこそ、国が補助金をつけなければ、市が全額出してやるということをもしするならば、私はそれは大きなニュースとなって、全国の石綿管に悩む自治体救済になるだろうと思います。

そういうことで、この議案は直接的には石綿管の云々の内容をはらんでおりませんが、退職金の問題を通して、やはり水道会計の健全化ということを考えますとき、何のために水道事業があるか

といえば、市民の健康を市が責任を持つということの具体的な内容でございますから、私はこの補正予算をそういう点から認めることはできないと思いますので、議員の皆さんにおかれてもよろしく御判断をいただき、市民に責任を持つ賢明な御判断をよろしくをお願いをしたいと思います。

議長（真砂 満君） ほかにございませんか。

以上で本4件に対する討論を終結いたします。

これより議案第16号を採決いたします。本件に対する委員長の報告は、原案可決であります。

お諮りいたします。本件につきましては、委員長の報告のとおり原案を可とすることに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（真砂 満君） 起立多数であります。よって議案第16号は、原案どおり可とすることに決しました。

次に、ただいま採決いたしました1件を除く他の議案3件について、これより一括して採決いたします。

本3件に対する委員長の報告は、いずれも原案可決であります。

お諮りいたします。本3件につきましては、いずれも委員長の報告のとおり原案を可とすることに決しまして御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（真砂 満君） 御異議なしと認めます。よって本3件につきましては、いずれも委員長の報告のとおり原案どおり可とすることに決しました。

次に、日程第16、議員提出議案第25号 郵政民営化に関する意見書についてを議題といたします。

本件に関し、提出者を代表して北出寧啓議員から提案理由並びに趣旨の説明を求めます。北出議員。

19番（北出寧啓君） 議長のお許しを得ましたので、郵政民営化に関する意見書の提出に当たり、案文の朗読をもって説明にかえさせていただきたいと思っております。

郵政民営化に関する意見書（案）

本年9月に、政府は郵政民営化を閣議決定した。

郵政3事業は昨年4月1日に郵政公社として新たな経営体制をもってスタートし、この1年余り、サービスの改善と合理化につとめ、ユニバーサルサービス（全国一律サービス）の実施と事業財政の改善を果たしつつある。

したがって、再度の経営形態の見直しについては、公社としての経営実績を十分に踏まえた上での中・長期的な結論が望ましく、かつ、国民の経済生活と社会基盤としての郵便局のネットワークを維持していく上で、郵便・貯金・保険の3事業を一体的に提供することが経営上、最も合理的と考えられる。

よって、国及び政府に対し、下記の事項について強く要望する。

記

- 1、郵政事業の民営化は、公的、社会的役割の重要性を踏まえ、慎重に審議を行うこと。
- 2、郵便局の窓口ネットワークの有効活用やユニバーサルサービスの維持などにより、国民の利便性の確保に努められること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

以上でございます。よろしくお祈りいたします。

議長（真砂 満君） ただいまの提出者の説明に対し、質疑等ありませんか。 小山議員。

4番（小山広明君） 最後のこの日付を読まなかったんですが、これは手続上大丈夫なんじゃないかな。

議長（真砂 満君） きょうの議決で確認ができますので、問題ないということでございます。よろしいでしょうか。

以上で本件に対する質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

討論なしと認めます。

これより議員提出議案第25号を採決いたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり可とすることに決しまして御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（真砂 満君） 御異議なしと認めます。よって議員提出議案第25号は、原案のとおり可とすることに決しました。

次に、日程第17、議員提出議案第27号 大規模災害の対策と早期復旧に関する意見書についてを議題といたします。

本件に関し、提出者を代表して中尾広城議員から提案理由並びに趣旨の説明を求めます。中尾広城議員。

1番(中尾広城君) それでは、議長よりお許しをいただきましたので、議員提出議案第27号を案文の朗読をもって提案にかえさせていただきます。

大規模災害の対策と早期 復旧に関する意見書(案)

本年は、新潟県中越地震の発生や観測史上最多を数える台風が上陸するなど、日本列島は近年まれにみる大規模な災害に見舞われたところである。

この一連の災害によって、全国各地に死者・行方不明者の発生や住宅損壊・浸水、農林水産業用施設や農作物、港湾施設等の公共施設等への被害など甚大な人的・物的被害がもたらされ、住民生活と地域経済に大きな影響を及ぼしている。

この深刻な事態に対し、政府として速やかな応急措置と復旧対策を講ずるとともに、これまでのすべての大規模災害についての対策を総点検し、災害発生の原因や治水計画、防災・地震対策の検証を進め、抜本的対策を早急に講じられることが必要である。

よって、国及び政府に対し、被災地のライフラインの復旧、並びに被災者への支援に一層の力を注ぐとともに、国民を災害から守るため、将来、予測される震災等の自然災害についても万全の対策を講じられるよう、下記の事項について強く要望する。

記

- 1、新潟県中越地震に対しては、豪雪地方であること、集落ごとのコミュニティで支えあって生活してきたこと、高齢化率がたいへん高いことなど、その条件と実態に即した国の支援を行うこと。
- 2、建物の耐震構造化推進の重要性を強く認識し、地震防災策の見直しを行うこと。特に、避難所や救援活動の拠点となる学校や病院の耐震化には早急な対策を講じること。

3、都道府県管理区間の中小河川の堤防改修に際しては、緊急点検結果に基づき、優先的に整備を進めること。また、海岸および湾岸の水防施設も同様に、堤防等の総点検を速やかに実施し、整備を進めること。

4、今回の新潟県中越地震の教訓を生かし、国土の7割を占める中山間地での震災対策の確立を早急に図るとともに、災害関連緊急治山事業を速やかに実施すること。

5、防災無線の整備、洪水ハザードマップの策定に関し、早急な普及のための計画策定と予算措置を行うこと。また、市町村長に対する警戒情報の発令基準および避難誘導マニュアルの策定を急ぐこと。

6、高齢者等の要援護者への対策を推進するため、災害情報の伝達・避難・救助・復旧・自立支援等に関し、対処マニュアルの策定を早急に行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成16年12月22日

泉南市議会

議員各位におかれましては、御賛同のほどよろしくお願いいたします。

議長(真砂 満君) ただいまの提出者の説明に対し、質疑等ありませんか。 質疑なしと認めます。

討論に入ります。討論はありませんか。

討論なしと認めます。

これより議員提出議案第27号を採決いたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり可とすることに決しまして御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長(真砂 満君) 御異議なしと認めます。よって議員提出議案第27号は、原案のとおり可とすることに決しました。

次に、日程第18、議員提出議案第29号 高齢者虐待防止法の制定を求める意見書についてを議題といたします。

本件に関し、提出者を代表して井原正太郎議員から提案理由並びに趣旨の説明を求めます。井原

正太郎議員。

8番（井原正太郎君） 議員提出議案第29号、高齢者虐待防止法の制定を求める意見書について、案文の朗読をもって提案にかえさしていただきます。

高齢者虐待防止法の制定を求める意見書（案）

高齢化が世界有数のスピードで進むわが国では、最近、介護が必要な高齢者を放置したり、家庭や施設内で高齢者に暴力をふるったりするなど虐待が深刻化している。

しかしながら、高齢者への虐待は表面化しづらく、これまで家庭や施設内の問題として見過ごされてきており、児童虐待に比べ法整備などの対策も遅れているのが現状である。

虐待の背景には、限界を超える介護へのストレスや複雑な家庭内の人間関係なども含まれており、虐待を自覚していない家族も多く、介護家族を含めた精神的なケアが不可欠であるとの指摘もある。

昨年、厚生労働省は、家庭内での高齢者への虐待について初の全国調査を行い、本年4月調査結果が発表された。それによれば、「生命に関わる危険な状態」に至る事例が1割という深刻な実態が浮き彫りになる一方、虐待に気がついた在宅介護支援の専門職の9割が対応は困難と感じていることも明らかになった。

この結果からも、高齢者虐待の定義を明確にすることをはじめ、虐待防止と早期保護への具体的な仕組みづくりが急務であることが確認されたところである。

よって、地域社会全体として高齢者の人権を守る体制を充実させ、虐待防止のための具体的な対策を早急に実現するため、下記の内容を踏まえ、高齢者虐待防止法の制定を強く要望する。

記

- 1、相談窓口の設置と早期発見のための通報システムを確立すること。
- 2、高齢者を虐待者から切り離す緊急保護のための一時保護施設等を整備すること。
- 3、関係機関や家族のネットワークづくりを推進すること。
- 4、施設職員や関係者への虐待防止教育を実施すること。

5、高齢者虐待防止に関する国民への教育・啓発を推進すること。

6、上記の諸対策を含めた高齢者虐待防止のための法律を制定すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成16年12月22日

泉南市議会

皆さんの御賛同を何とぞよろしくお願い申し上げます。

議長（真砂 満君） ただいまの提出者の説明に対し、質疑等ありませんか。 小山議員。

4番（小山広明君） 大変難しい問題の提起でございますが、1割という深刻な実態ということですが、これは全人口に対する1割というように文面からはうかがえるんですが、そうやってまいりますと、泉南も約6万5,000となりますと6,500人という数字になるわけです。これは国に要望することはもちろん大事でありますし、一番そういう虐待、当事者の近くにおける市町村の役割ということが大変重要だろうと思うのですが、泉南市の現状について、細かい数字は全然結構です。どのように提出者としては認識をされておるのかをお伺いをしたいと思います。

それから、法律を制定するという提案でございますが、虐待を受ける側というのは、いわゆるばけというようなことも、年をとってくれば、我々もある意味で今から忘れるということの中で始まっていることを認識せざるを得ないんですが、なかなか本人は正常だと思っていることの中に入っていくわけですので、大変困難な問題を持つてると思います。

こういう高齢化をしてきて、どうしても体の機能が衰えてくるという中で、新しい時代に入ったという認識を私はしとるんですが、提案者としては、この高齢者に対する虐待ということを時代背景的にはどのように思っておられるのか、政治家としてのそういう認識をまず伺いたいと思います。議長（真砂 満君） 井原議員。

8番（井原正太郎君） お答えいたしたいと思えます。

泉南市内における虐待に関する私の認識であり

ますけれども、2000年から介護保険制度が施行されまして、ヘルパーさんであるとか、いろんなそれに準ずる方が、介護のために第三者が訪問介護するようになった。そのときに初めてこの事実遭遇されたような方が現実に本市でもあるんじゃないかと。

全国調査におきまして約1割と言うてますんで、今、小山議員は人口の1割という表現をされましたけれども、私は対象者の1割がそのような虐待を受けるといふふうな実態じゃなからうかといふふうな認識をいたしております。

次に、法制定に関してですけども、高齢者の虐待と対比してやっぱり考えられるのが最近の子供に対する虐待、これがやはり社会問題化して、表面化されて法整備も進んでおる。警察の介入であったり、あるいは施設担当者の通報、通知であったり、また教育委員会等々もいろんな形で協力体制ができていのに反して、この高齢者の虐待に関しては、ただいま申しましたように、にわかには2000年度ぐらいからその輪郭がはっきりしてきたといふふうなことからしても、やはりこれから超スピードで高齢化する我が国にあっては、これは質問者も今申されましたように、人ごとではないなといふふうなことで急いでこの法整備をしなければならんと、こういう認識でございます。議長（真砂 満君） 小山議員。

4番（小山広明君） ありがとうございます。提案者として、法律制定に向けて何か私案なり考え方がありとお聞きしたかったなと思うんですね。我々はいわゆる健常者という者が普通であって、老人になっていろいろ物忘れをする、それはちょっとその健常者に比べて劣っておるとか、正常ではないという、そういう見方から、我々の人間の見方から変えていくということも、虐待に対しては大変重要なんじゃないかなと思うんですね。

それはある意味で、年をとってくると私もボンと足が出せませんから、もっと年をとってくればなかなか手を出したり足を出すことがおくれる。それが遅いやないか、じれったい、早くせえということで、しないと虐待と、こういうことが私は想像できるんですが、そうなってくると、本当に虐待を受けるそういうお年寄りのリズム、そ

うものを社会のリズムにしていくということも、単なる防止法というだけではないに、社会のあり方そのものをやはり変えていくという、そういうサジェスションというんか、そういう警告、信号だと思っんですね。

それはある意味で、自然に対しても環境に対しても好影響を持ってくる。単なるお年寄りに対する虐待防止というのではなしに、本当に我々の歩み方が、今も提案者が言われましたように、介護保険というもので他人が家の中に入ってくることで顕在化してきたという、そういう御認識を述べられたんで、ずっと前からそれはあるわけですね。

しかし、それが表に出てきたということの意味が、私はこの社会を本当に健常者と言われる若い人たちをベースにした社会から、全人類というんか、全人種というんか、全人々を対象にした、ゆっくり歩く人に合わせた社会づくりということが、私はこの虐待防止を求めるものの中には基本的になければならないのではないかなと思うので、最後に、私の考えに対して提案者の考えをお聞かせいただければ結構かと思います。

議長（真砂 満君） 井原議員。

8番（井原正太郎君） この高齢化社会の中で、虐待というふうな社会問題化した中で、今質問者も新しい問題提起をされたんですけども、私もこれは被害者が高齢者だけじゃなしに、それを介護する、いわゆるもう限界に達した介護者にとっても大きな被害者であるんだといふふうな認識を持っております。

あわせて、単なる法整備というだけじゃなしに、提案者としてどのような代案というふうな質問もあったわけでありまして、私は医療あるいは保健、福祉、それから自治体、警察、またボランティア等々、複合的にこれらをサポートするような体制が今後必要であろうといふふうに考えております。

先進市の例としては、神奈川県綾瀬市の方では、高齢者の虐待防止SOSネットワーク、このようなシステムが既に立ち上がっているといふふうなことが報じられております。

したがって、どこの地方の自治体にあっても、この問題はやはり喫緊の課題であろうという

ふうには認識をするところであり、くどいようではありますが、いわゆる被介護者、介護者を合わせてこれは被害者なんだという認識で、早く法整備を急がなければならないと、このような認識でございます。

議長（真砂 満君） ほかにございますか。

以上で本件に対する質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

討論なしと認めます。

これより議員提出議案第29号を採決いたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり可することに決しまして御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（真砂 満君） 御異議なしと認めます。よって議員提出議案第29号は、原案のとおり可することに決しました。

次に、日程第19、議員提出議案第30号 よりよい介護保険制度への改善を求める意見書についてを議題といたします。

本件に関し、提出者を代表して和気信子議員から提案理由並びに趣旨の説明を求めます。和気信子議員。

3番（和気信子君） 議員提出議案第30号、よりよい介護保険制度への改善を求める意見書（案）について、案文を朗読して提案にかえます。

よりよい介護保険制度への
改善を求める意見書（案）

介護保険制度は、来年4月に5年目の見直しの時期を迎える。現状は、高い保険料や利用料負担が重いために必要な介護サービスが受けられない、また、施設不足のため待機を余儀なくされている高齢者がどんどん増えている。本市でも例外ではない。

ところが、政府は介護への財政支出を抑制するために、国民に負担を一層、増やす制度へと「改正」しようとしている。

第一に、20歳から保険料を納入させる。障害者支援制度との統合。第二に、在宅介護サービスの利用を制限する。（現在の要支援者、要介護者1を対象から外す。）第三に、ホテルコストを導入し、施設入居者に対し、居住費用を徴収しよう

としている。第四に、低所得者対策などの特別対策の廃止である。

これらは、高齢者から必要な介護サービスを取り上げ、高齢者の生活と人権を踏みにじり、介護に対する国民の願いに逆行するものであり、かえって、滞納や制度の空洞化も招きかねないことである。今、介護保険制度の見直しで求められているのは、実施4年半余を踏まえて、より安心できる制度にするため、山積する問題点の改善に取り組むことである。

よって、国及び政府に対し、介護保険制度が真に高齢者にとって利用しやすく、安心して老後を託せるものとなるよう、下記の事項について要望する。

記

- 1、国庫負担を25%から30%に引き上げ、保険料・利用料の減免制度をつくること。
 - 2、保険料・利用料を支払い能力に応じた負担に改めること。
 - 3、介護・医療・福祉の連携で健康づくりを進めること。
 - 4、在宅、施設でも、安心して暮らせる基盤整備を進めること。
 - 5、介護労働者の労働条件を守り、改善すること。
- 以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成16年12月22日

泉南市議会

皆様方の御賛同をよろしくお願いいたします。

〔小山広明君「議長、議事進行」と呼ぶ〕

議長（真砂 満君） 小山議員。

4番（小山広明君） 緑風クラブの堀口、北出、市道、東議員が全員おらないでしょう。これは品位に欠ける最も重要なことですよ。呼んで来て始めましょう。

議長（真砂 満君） 議長として申し上げます。離席の問題については、好ましくないというのはもう周知の事実でございます。ただ、生理的な現象もございますので、それぞれについて議長としてすべてを把握をいたしておりません。どういう理由があるのかわかりませんので、一般的な常識の範囲にお任せをしたいというふうに思いますし、

それぞれが注意をしていただきますようお願いいたします。小山議員も御指摘でございますけれども、会議の冒頭に出席をされていないときもございしますので、それぞれに注意をしていただきますようお願いをいたします。

〔小山広明君「議長、だめですよ。呼んできてくださいよ。そういう措置をするように法的にもなるとるんだから。余りにもだらけ過ぎてますよ、そんなもの。席かえて、一番向こうに座ってもらうとか」と呼ぶ〕

議長（真砂 満君）議長として先ほども申し上げましたとおり、それぞれが常識を持ってしていただきたいというふうに繰り返しお願いを申し上げます。

〔小山広明君「生理現象やったら昼の休みの時間に行くべきやし、そんなん待ってあげたらいいじゃないですか」と呼ぶ〕

議長（真砂 満君）ただいまの提出者の説明に対し、質疑等ありませんか。質疑なしと認めます。（小山広明君「私だけは厳しくやって。議会とめてまでやってるんやで」と呼ぶ）静かにしてください。（小山広明君「やってください、それやったら」と呼ぶ）静かにしてください。（小山広明君「やってください」と呼ぶ）静かにしてください。（小山広明君「やってください、それやったら」と呼ぶ）

討論に入ります。討論はありませんか。

討論なしと認めます。

これより議員提出議案第30号を採決いたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり可とすることに決して御異議ありませんか。

〔「異議なし」「異議あり」の声あり〕

議長（真砂 満君）ただいまの議長の宣告に対し御異議がありますので、本件については起立により採決いたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（真砂 満君）起立多数であります。よって議員提出議案第30号は、原案のとおり可決することに決しました。

次に、日程第20、議員提出議案第31号 平成17年度地方交付税所要総額確保に関する意見書についてを議題といたします。

本件に関し、提出者を代表して成田政彦議員から提案理由並びに趣旨の説明を求めます。成田政彦議員。

16番（成田政彦君）議員提出議案第31号、平成17年度地方交付税所要総額確保に関する意見書について、案文を読んで提案したいと思います。

平成17年度地方交付税所要 総額確保に関する意見書（案）

平成16年度政府予算においては、地方交付税及び臨時財政対策債の大幅な削減により、地方財政運営に支障を来すとともに、地方の信頼関係を損ねる結果となった。

平成17年度政府予算編成においては、平成16年度予算のような大幅な削減が行われることのないよう、国は誠実に対応し、国と地方の信頼関係を構築し、住民サービスの低下を来さないようにすべきである。

よって国は、平成17年度政府予算編成に当たり、「地方交付税の所要総額」が確実に確保されるよう、下記の事項についてその実現を求めるものである。

記

- 1、昨年のような地方交付税等の大幅な削減により、地方公共団体の財政運営に支障を来すことのないよう、平成17年度の地方交付税総額は、少なくとも平成16年度の水準以上を確保すること。
- 2、税源移譲に伴い、財政力格差が拡大する財政力の弱い地方公共団体に対しては、地方交付税の財源調整・財源保障を強化して対応すること。
- 3、地方財政計画上の歳出と決算との乖離については、投資的経費と経常的経費の実態を踏まえ、一体的に是正すべきであり、一方的な、不合理な削減は絶対に認められないこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成16年12月22日

泉南市議会

よろしくをお願いします。

〔大森和夫君「議事進行」と呼ぶ〕

議長（真砂 満君） 大森議員。

10番（大森和夫君） この議案は全国議長会から提出された……

〔発言する者あり〕

議長（真砂 満君） 静かにしてください。議事進行が聞こえません。（発言する者あり）静かにしてください。重要な議事進行を聞いてるんですよ。

10番（大森和夫君） お帰りになったんですけど、この議案というのは全国議長会から提案があって、我が党が提案してましたけども、引き下げて、全国議長会の提案で、ぜひこの議会全体で、全会一致でということになってますので、全員が戻ってきて議論できるような体制にお願いしたいというふうに思います。

議長（真砂 満君） 先ほども申し上げましたように、それぞれの議員の生理現象がございます。加えて、議員の賛成権、反対権、退席権もそれぞれございますので、それぞれの理由がございます。

〔小山広明君「退席権なんかどこにあるんや。

問題発言ですよ、そんなもん。採決のときはしゃあないわ。審議のときに何で退席権があるんや」と呼ぶ〕

議長（真砂 満君） 私の答弁中ですので、最後までお聞きください。そういったことがございますので、呼びに行けというようなお話もございませけれども、さきにも申し上げましたように、それぞれの議員の常識を持って行動していただきますように注意を申し上げたところでございます。

今、大森議員の指摘でございますが、現在見渡したところ全員着席しておりますので、御意見についてはそのまま進めさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひ申し上げます。

ただいまの提出者の説明に対し、質疑等ありませんか。 質疑なしと認めます。

討論に入ります。討論はありませんか。

討論なしと認めます。

これより議員提出議案第31号を採決いたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり可と

することに決しまして御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（真砂 満君） 御異議なしと認めます。よって議員提出議案第31号は、原案のとおり可とすることに決しました。

次に、日程第21、議員提出議案第32号「金融アセスメント法」の制定を求める意見書についてを議題といたします。

本件に関し、提出者を代表して大森和夫議員から提案理由並びに趣旨の説明を求めます。大森和夫議員。

10番（大森和夫君） 案文の朗読をして提案にかえます。

「金融アセスメント法」の 制定を求める意見書（案）

長引く景気低迷は、中小企業の集積地である大阪を直撃し、とりわけ集積密度の高い地域においては、中小製造業の激減など極めて深刻な状況にあり、また、不良債権の最終処理によって、金融機関による中小企業への貸し出し抑制がますます強まってきている。

このような中、不良債権の最終処理に際し、地域経済や中小企業への影響を最小限にとどめつつ、金融システムの安定性の維持や中小企業金融の円滑化に向けた対策を講ずることが求められている。中でも、地域や中小企業への円滑な資金供給に努力している金融機関を公正に評価するため、「地域と中小企業の金融環境を活性化させる法律（金融アセスメント法）」の制定は、新しい金融システムの構築に向けた「制度的インフラ」として機能し、地域経済の活性化に結びつくものとして期待されている。

よって、国及び政府に対し、中小金融機関の金融上の支障を解消し、中小企業と地域経済を活性化させるために、「金融アセスメント法」を制定するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成16年12月22日

泉南市議会

皆様の御賛同をよろしくお願ひいたします。

議長（真砂 満君） ただいまの提出者の説明に

対し、質疑等ありませんか。 堀口議員。

20番(堀口武視君) 今の提案の中に、金融機関による中小企業への貸し出し抑制がますます強まってきているという、この実態がわかっただらちょっとお示しを願いたい。

議長(真砂 満君) 大森議員。

10番(大森和夫君) 今、御存じのように、貸し渋り、貸しはがしという言葉がありますが、特にそれが中小企業などに行われているということでもあります。そのことを取り上げたものであります。

議長(真砂 満君) 堀口議員。

20番(堀口武視君) 今、貸しはがし、貸し渋りというような言葉が出ましたけども、私も一人の中小企業の経営者でございますけど、実態として私自身は感じてませんけれども、その辺の実態を事実どのような状況にあるのか。提案されている以上は、その実態をお聞きをしたい。その数字によって判断をしたいと、このように思います。

議長(真砂 満君) 大森議員。

10番(大森和夫君) 具体的な数字というのは、ここにもありますように、とりわけ大阪、とりわけその中で中小企業が集積しているこの地域の倒産の件数を知らなければ、それから失業者の数とか、具体的な数は今持ち合わせていませんけども……

20番(堀口武視君) いや、私の聞いているのはそんなことじゃない。中小企業への貸し出し抑制がどういう抑制になっているのか、それだけちょっと。

議長(真砂 満君) 堀口議員に申し上げます。答弁者は質問の中身がちょっと言葉がこもって聞こえづかったということでございますので、再度お願いします。

20番(堀口武視君) いや、だから初めに聞いたように、金融機関による中小企業への貸し出し抑制がますます強まってきておるとおっしゃってるんですから、その実態をお示しをいただきたい、こういうことでございます。

ただ、私は中小企業も事業計画のきちっとしたところに対しては、金融機関はそれなりの対処をしてくると、このように思ってますから、その辺の

実態が明らかであれば、今提案者の方からお示しをいただきたい、こういうことでございます。

10番(大森和夫君) 具体的な、ここに今堀口議員のおっしゃったような回答にはならないかもしれませんけども、そういうことで堀口議員の関係してる会社のように直接困ってない会社も確かにあるのはわかってます。

ただ、これは全体としては、私がこの提案をいただきました中小企業同友会というところの説明によりますと、我が社は金融では困ってないし、銀行との関係もうまくいってませんと、金融アセスメント法はなかなか自分の問題としては取り上げられませんかという、そういうクエスチョンが設けられて、それについての回答がこの中に書かれているんですけども、例えば奈良同友会では1,000名以上の署名が集まってる。

その中で会員の声として、私は無借金なので金融アセス法なんて関係ないと思ってましたが、つい最近京都の同業者が廃業に追い込まれました。物流業界は深刻な不況下にあるだけに、得意先の倒産によっていつ我が身に降りかかっても不思議ではない、他人ごとではないと危機感を持ちました。お得意先や取引業者、そして地域のことを大切にしないと、我が社の存在、発展はないと金融アセスの署名に取り組んでおりますという中身が紹介されております。

このように、堀口議員おっしゃるような直接関係のない業者の方もいらっしゃるかもしれませんが、全国的とか大阪府下的に見ると、やっぱり金融機関の貸し出しの抑制によって大変な業者が多いということで、こういう提案をさしていただきました。

御賛同をよろしく願いいたします。

〔小山広明君「議長、議事進行」と呼ぶ〕

議長(真砂 満君) 小山議員。

4番(小山広明君) 僕は、やはり十分な議論を尽くすためには、行政の豊富な情報も議員提案には十分使って、その中で政治家同士が政治家の理念の議論をするのが大事だと思うんですよ。何も行政の皆さんは、市民にも議会にも市長にも情報は平等に出していただくならば、私はもっと実のある議論に入っていくと思います。

しかし、行政は現実の執行をしていらっしゃるんですから、実態については一番よく知っとるんですね。それを議員提案の議論の中にも役立てていけば、私は堀口さんの質問にもきちっとかみ合っ、実りあることになると思います。

やっぱり目的を忘れずに、市民のためにこの議論の場をするためには、持っている行政の情報は公ですから、それをぜひ使って議論をしていただくことを要請いたします。

議長（真砂 満君） 小山議員の御意見でございますけれども、提出をしているのは、代表をする今回でいえば大森議員でありますから、提出者が責任を持って答弁も含めてしていただくと、これが基本だというふうに思います。

ただ、議会運営委員会の中でも申し上げておりますように、これまで提出期間の問題、議論の問題が不十分だったということは認めますので、その辺については今後お互いに改善の道を歩んでいきたいというふうに考えておりますので、よろしくをお願いします。

ほかにございますか。 北出議員。

19番（北出寧啓君） 一、二点だけ質問させていただきます。

まず、意見書の性格からいうと、大体アクチュアルなもんだと思うので、今ここに緊急に出された意見書ということで、提案者がどのような形で金融アセスメント法を特徴的に考えて、それにおいてこれを規定しているのか。

それから、法でございますから、法の整備状況が今どこまで来ておるのか、進行状況、その点ぐらいは御承知だと思いますので、その点お示し願いたいと思います。

議長（真砂 満君） 大森議員。

10番（大森和夫君） 1つは、国政でどこまで進んでいるのかということでしたかね。

今、ずっとこの中小企業同友会というのがやっている運動というのは、1つは地方自治体でこの意見書が採択されるようにということで取り組んでおられるそうです。これをうちと同じように政府に上げていくということで、現在は212の議会で意見採択がされた。北海道議会は全会一致であったというふうにやっています。引き続き岡山、

福岡県でも同様の動きが広がっているというようなことを書いてます。そういう地方自治から国政への訴えと。それから、金融機関をも巻き込んだ運動もしている、それを国政に届けているということです。

それから、中小企業同友会だけではなく、同じような中小企業の団体とともに国政に訴えていってるそうです。それから、特定政党とのつき合いはしてないということで、すべての政党に訴えておられるということをおっしゃってました。

我が党のところに来る以前にも、民主党の方にもお話ししたということをおっしゃってました。国政では、こういう趣旨のことを民主党を中心に訴えていただいているんだということをお話しになってました。

それから、あと、こういう法律はアメリカなどで行われてまして、そういうのを国にも政府にも紹介して、今財務省と相談してるそうです。

もう1つ何でしたか、質問していただければ。19番（北出寧啓君） あなたがここに意見書を出された上の金融アセスメント法の特徴をどういうふうに解釈し、それにおいて今意見書を出したいんだと。国政はそうだけでも、地方議会ではこうなんだという、あなたの解釈なり意見、これがちょっと乏しいと思うので、その内容をお聞きしたい。

10番（大森和夫君） 今の不景気の中で、中小企業などへの貸し渋りや貸しはがしがあるということです。それも私もこれで勉強させていただいたんですけども、もちろんそういうことの影響を受けてない企業、先ほど紹介ありましたけども、あるそうです。

その違いは何かというと、担保があるかとかというのはやっぱり1つの大きな基準になってるそうです。大企業に対しては、割と相談したり将来の見込みがあるということで銀行はお金を出すんですけども、中小企業では割と担保があるかないかということを中心にして、それはもちろん企業がしっかりしてるかということもあるんでしょうけども、担保のないところには余り貸してくれないというような実態があるということで紹介されました。

先ほど紹介しましたアメリカの場合では、地元の金融機関が地域に幾ら出さないという法律があるそうです。金融アセスメント法ではそこまでしませんけども、地元の業者にどれぐらい出しているということを情報公開して、それをアセスメントしてもらって、評価することによって、地元の金融業者が担保なしでもこれから頑張れそうな企業に対しては、どんどん、どんどんお金を出していくということが進めば、今疲弊しているこういう地方や中小企業のまちなどの活性化につながるということで、私自身も何とかこれを成立させたいというふうに考えてます。

議長（真砂 満君） ほかにございますか。

巴里議員。

18番（巴里英一君） 私は鈍にして残りこの新金融システムといいますか、こうしたものは承知してないんですが、1点目は、アセスメント法が制定された場合、どれだけの効果を発揮し得るのかということをお聞きしたいんです。

例えば、全国といえば大変ですから、全国的にどれだけの中小企業に影響を及ぼすのかということにもなると大変かなと思いますが、泉南の地においてどの程度の影響があるというふうに考えられる法律なんでしょうかね。

そして、評価をあなたはされてるようですが、現状においても中小企業融資の法というのは非常に多くあって、しかしそれでもなおかつ大阪府が5,000億か1兆円を組んで保証するというところで、皆さんが正月に向けて非常に御苦労なされて融資対策に走ってるわけです。

でも、それも条件整備ができないものは借りられないということになるんですね。それを乗り越えて借りれるぐらいだったらもう借りれるわけですから、それを乗り越えても借りれるようなこのアセスメント法であるかどうかということも御存じであれば教えていただきたい。問題はここにあるんでね。

議長（真砂 満君） 大森議員。

10番（大森和夫君） 地元、特に泉南市にどういう効果があるのか、実際に効果があるのだろうかということの御質問だと思うんですけども、このアセスメント法の設立を望んでいる方々という

のは、中小企業の方自身がつくった組織の中での提案ですし、今ほど紹介もしましたけども、かなり多くの中小企業の方が望んでいるということを見ましても、それをできることが1つは中小企業自身の方を励ますことになっていくでしょうし、今そういう原資があるのかということをおっしゃってましたけども、銀行ですからどこかにお金を回して、そして経済を発展させていく仕事があると思うんですけども、それをある程度の特に地元の中小企業に出すことを公開し、評価すること、これによって地元から中小企業へのお金が回れば、当然経済的な効果というのは出てくるというふうに考えてます。それがこの提案の趣旨であるというふうに考えております。

議長（真砂 満君） 巴里議員。

18番（巴里英一君） アセスですから評価ですよ、今おっしゃってるのは、評価するためには評価でき得る状況でなくてはならないわけですね。どのような評価をするか、評価ポイントは何かということにもつながるわけですね。私とこへいろいろ相談を受けると、非常にやっぱりシビア、国が。大阪府の融資、シビア。

これを超える融資制度の問題になるのかなんです。これをある意味では不良債権化する可能性というのはあるわけでしょう、そのまま返すという形になれなかったら。なれない企業に貸さなかったら、逆に言うたら企業の活性化ができないという企業がたくさんあるわけです。

保証人いない、担保能力もない、今限度いっぱいやってますから。これを超えた貸し出しができるのかということをおっしゃるんですよ、この法は。だから、どこにポイントがあるんですか。地域に、地元はその金融機関が貸せば評価するんだということだけど、貸し得る条件というのは何なんですかと、この法は。

だから、どこがポイントでこの法が評価するだけだったらだれだって評価できるわけですね。そういう意味じゃなしに、この法に基づいて行われることによって、そういう非常に経営実態が厳しい、運転資金が厳しいところに貸し得る法としてのポイントを書かれてるかどうか、ちょっと……。だから、私は先ほど申し上げたように、鈍

にしてわかりませんので、その点お教えいただければなというふうに思ってるんですけども、いかがでしょうか。

議長（真砂 満君） 大森議員。

10番（大森和夫君） 私の考えというよりも、中小企業同友会の方からこういう趣旨で提案してほしいといただいた資料の説明になるんですけども、今、巴里議員おっしゃったように、大阪府とか、なかなか貸し出しは進まない。

この原因というのは、官僚による裁量的な指導に極度に依存してきたという点があると。この金融アセスメント法でそういう部分を改善していきたいというふう述べておられます。特に、利用者参加型の行政システムに転化を図ることによって、従来の事前的規制から事後的規制に移行すべく努力をし、金融情報開示について一定の進展を図っていきたいというふうに述べておられます。それを徹底していくのが金融アセスメント法ということですので、ぜひ御賛同の方をよろしくお願いいたします。

議長（真砂 満君） ほかに。 巴里議員。議員提出議案でございますし、もう2回済んでおりますので、ごく簡単にひとつよろしく申し上げます。巴里議員。

18番（巴里英一君） いやいや、他の方だったらはいはいと議長も指名しますんですけども、何でこの人……（発言する者あり）ちょっとあなた、不規則発言多過ぎるん違う、きょう。あれだけ注意されてるということは、あなた多過ぎるんじゃないですか。

議長（真砂 満君） お互いに反省してください。皆さんにしておりますので、お互いに反省をしてくださいと申し上げてます。

18番（巴里英一君） 議長、こんな運営でいいんですかね。こんな運営やとったら議会進みませんよ。（発言する者あり）

議長（真砂 満君） 静かにしてください。今、そのことで時間がとまってるんですからね。ですから、お互いに反省してくださいと申し上げてるんですから、十分に注意してください、それぞれ。

再度申し上げます。私語等についてはそれぞれ注意をしてください。守れないときには厳しく処

分をいたしますので、よろしく願い申し上げます。

それでは、巴里議員、質疑をよろしく願いします。どうぞ。

18番（巴里英一君） 議長、非常に運営がしんどいと思うんで、もう少しお互いに注意し合いながらというのは当たり前のことなんで……。

それじゃ、再々度になりますんで、もうそう大きくというか、多くを申しませんけれども、このアセスメントができたからいうたって、中小企業が救われるという法であるかというたら、どうもその答弁を見る限りはでき得ないし、そういったものに対する資料、不勉強にしてありませんので具体的には申し上げられませんけれども、国民金融公庫初め中小企業金融公庫、それで大阪府の特別融資とか、あらゆるところの融資制度がありながら、なおかつそれを使い切って 私、言うのは、使い切って保証人もいないし、担保がなかったら貸さないという状況なんですね。

これらがこの方々に貸し得るシステムなら、僕はいいいというふうに思うんです。幾ら評価したからといたって、貸せない状態は評価できるわけではない。むしろ、それを貸せばまた銀行が不良債権化するということも一方ではあるわけですから、そういったところを見たときに、果たしてこのアセスメントがいいのかどうかというところに依拠するわけですね。

だから、この提案はまだまだ少し早いんじゃないかというふうに私は思うんで、その点は早いことではないというふうに思うだろうと思いますけども、先ほど申し上げた、そういったとこまで融資でき得るというふうな法になるんだということの確信でしょうか。

議長（真砂 満君） 大森議員。

10番（大森和夫君） 評価の中身ですか、アセスメントということでまさに評価するんですけども、今、巴里議員がおっしゃったような現状も含めて、融資状況を公開して行って、それで判断していただくと。

それを見て、いや、貸す状況がないから貸してないという場合ももちろんあるかもしれませんが、いや、本当はもっと中小企業に対して、地元に対

して貸せる場合もあるのに貸してないじゃないか
というようなことも、そういう情報をどんどん出
して行って評価してもらおうというのが 其中
でどういふふうに進んでいくのかわかりませんけ
ども、実際情報公開してもおっしゃるように貸す
ような企業がなかったりする場合とか、貸す資金
がない場合とかというようなこともあるかもしれま
せんけれども、そういうことを含めて、官僚主体じ
ゃなくて参加型で情報公開していくということだ
と思います。

それと、メリットにつきましては、いただいた
資料の中、ホームページでも公開してると思うん
ですけども、1から5の中身で紹介してるんです。
これ各会派のところまで届けておられるかと僕は思
ってました。私はこの同友会の方と面談した方に
いただいたんですけども、またこの資料もお渡し
しますので、ぜひ読んでいただきまして、時間あ
りませんけれども、そういう資料も出てますので、
また御参照ください。

議長（真砂 満君） ほかにございますか。

以上で本件に対する質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

討論なしと認めます。

これより議員提出議案第32号を採決いたしま
す。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり可
することに決しまして御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（真砂 満君） 御異議なしと認めます。よ
って議員提出議案第32号は、原案のとおり可
することに決しました。

次に、日程第22、議員提出議案第33号 自
衛隊のイラクからの即時撤退を求める意見書につ
いてを議題といたします。

本件に関し、提出者を代表して松本雪美議員か
ら提案理由並びに趣旨の説明を求めます。松本議
員。

9番（松本雪美君） 議員提出議案第33号、自
衛隊のイラクからの即時撤退を求める意見書につ
いて、案文を朗読して提案にかえます。

自衛隊のイラクからの即時
撤退を求める意見書（案）

今、イラクでは、米軍のファルージャへの総攻
撃で、多くの病人や女性、子どもが犠牲になって
いる。このような行為は、国際法上も人道上も絶
対に許されない戦争犯罪である。テロは、どんな
理由があっても許せるものではない。一方、この
ような軍事攻撃は「テロ撲滅」どころか、テロの
温床を広げるものである。

しかし、小泉首相はこの作戦を全面的に支持し、
派兵を続けている。

自衛隊派兵は、そもそも憲法違反であり、自衛
隊の宿営地にまで砲弾が撃ち込まれるなど、「非
常事態宣言」が発令されたサマワが「イラク特措
法」に照らしても「非戦闘地域」などといえない
ことは明白である。今、イラク派兵の国々の撤退
が相次ぎ、来年3月には、サマワのオランダ軍も
撤退する。このまま自衛隊を派兵し続ければ、日
本がイラク国民全体、アラブ・イスラム世界全体
に敵対してしまい、自衛隊が戦闘行為に巻き込ま
れかねない事態になる事は明らかである。

よって、国及び政府に対し、無法な住民虐殺を
やめるようにアメリカに要求するとともに、自
衛隊のすみやかな撤退を行うよう要望するもの
である。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書
を提出する。

平成16年12月22日

泉南市議会

以上、御賛同よろしくお願いいたします。

議長（真砂 満君） ただいまの提出者の説明に
対し、質疑等ありませんか。 質疑なしと
認めます。

討論に入ります。討論はありませんか。

討論なしと認めます。

これより議員提出議案第33号を採決いたしま
す。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり可
することに決しまして御異議ありませんか。

〔「異議なし」「異議あり」の声あり〕

議長（真砂 満君） ただいまの議長の宣告に対
し御異議がありますので、本件については起立
により採決いたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり決す

ることに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（真砂 満君） 起立少数であります。よって議員提出議案第33号は、否決されました。

ただいま可決されました意見書につきましては、議会の名において各関係機関に送付いたしますが、その送付先につきましては議長に御一任願いたいと思います。

以上で本日の日程は全部終了し、今期定例会に付議された事件はすべて議了いたしました。連日にわたり慎重なる御審議を賜りまして、まことにありがとうございました。

なお、議員並びに理事者各位におかれましては、健康に御留意され、御家族ともども幸多き新年を迎えられんことを祈念いたします。

これをもちまして平成16年第4回泉南市議会定例会を閉会いたします。御苦労さまでございました。

午後3時20分 閉会

（了）

署 名 議 員

大阪府泉南市議会議長 真 砂 満

大阪府泉南市議会議員 角 谷 英 男

大阪府泉南市議会議員 成 田 政 彦